

「安全・改革・貢献」—安全を第一に、改革をおこたらず、社会に貢献する—

トラック広報

情報
NOW

2019
3

平成 31 年 3 月 15 日発行(毎月 1 回 15 日発行)(通巻 663 号) No. 663

大阪のトラガール



》CONTENTS

- 特集 大阪のトラガール(総集編)
- 記事 常任委員会が開かれる
- 記事 求職者向け業界研究セミナーを開催
- 記事 ラストワンマイル輸送訓練(緊急支援物資輸送訓練)
- 記事 平成30年度 大阪府商工関係者知事表彰
- 記事 平成30年度 近畿運輸局自動車関係功労者表彰式
- 記事 平成30年度 第2回 運行管理者試験問題と解答(貨物)
- その他

》今月のお知らせ

- ◎ 2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会からのお知らせ
- ◎ その他

》今月の挟み込み

- ◇ 2019年ドライバー等安全教育訓練促進助成制度について(ご案内)
- ◇ 「安全衛生推進者養成講習」開催のご案内【再掲載】
- ◇ 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」安全教育講習会の開催について(ご案内)【再掲載】
- ◇ 交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内
- ◇ 「熱中症予防セミナー」開催のご案内
- ◇ 駐車規制が見直されます
- ◇ 第二神明道路の通行料金変更に伴い、阪神高速『神戸都心流入割引』の割引額が変わります
- ◇ 阪神高速 8号京都線は第二京阪道路に変わります
- ◇ その一瞬が交通事故に!「ながらスマホ」は危険!
- ◇ G20大阪サミット 6月28日・6月29日 大阪で世界の未来を作る
- ◇ G20大阪サミット 6/27→6/30 計4日間 長時間・大規模な交通規制



一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

トラック広報

平成31年3月号 通巻663号

一般社団法人
大阪府トラック協会

3 MAR. 月号

記事

◎ 特集 大阪のトラガール（総集編）	1
◎ 常任委員会が開かれる	5
○ 求職者向け業界研究セミナーを開催	8
○ ラストワンマイル輸送訓練（緊急支援物資輸送訓練）	9
○ 関西テレビの取材を受ける	12
○ 大阪府貨物自動車適正化事業実施機関による 平成30年度第4回集団指導講習会を開催	12
○ 平成30年度大阪府商工関係者知事表彰	13
○ 平成30年度近畿運輸局自動車関係功労者表彰式	14
○ 平成30年度整備管理者選任後研修（追加研修）	15
○ 運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」を開催	15
○ ハローワーク阿倍野で人材確保対策コーナーを設置	15
○ 運輸安全マネジメントシンポジウム2019	16
○ 平成30年度第1回「近畿ブロック適正化事業指導員研修会」を実施	17
○ 安全管理者選任時研修を開催	18
○ 平成30年度2回目の初任運転者特別講習を開催	18
○ 近畿スマートエコ・ロジ協議会主催セミナーを開催 道路の交通環境を考える～渋滞学と最新のトラック開発～	18
○ グリーン・エコプロジェクト ステップアップセミナーを開催	19
○ 平成30年度第2回運行管理者試験問題と解答（貨物）	20
○ 会員の皆さまへ「近畿トラック協会・第23回理事会挨拶」	37

お知らせ

・ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)を正しく理解し検査をしましょう 新年度のSAS検査をご準備ください。	27
・ 2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会からのお知らせ	28
◆ 近畿共済のページ	30
◆ 大貨健保のページ	31
◆ 大貨特退共のページ	32
◇ 健康ライフ [世界が目目する「光免疫療法」]	33
◇ Let's Try Cooking 1. 2. 3 [さけの具だくさん味噌汁]	34
◇ 近畿地区軽油価格調査集計表（1月分）	35
◇ 軽油「元売別」購入価格表（1月度）	35
◇ 府下営業用トラック増・減車状況（最近3ヵ月）	35
◇ N A S V A だより	36
◇ お悔やみ申し上げます	36
◇ 3月の安全運転実践目標（挟み込み） 事業用貨物自動車の交通事故発生状況	



スクーターはきちんと乗れば 便利で快適な乗り物



交通環境部次長 坂本 剛

私は長年二輪車に乗っており、昨年秋に大型バイクから軽二輪（200cc）スクーターに乗り換えました。最近あまり乗らなくなったこともあって、最初はお買い物バイクにしようかなと考えて、二種原付（125cc）クラスのスクーターを考えておりましたが、バイク仲間やオートバイ屋さんから「高速道路に乗れないと寂しくなりますよ」と言われ、高速道路を走れる機種にしました。実際、購入して走らせてみると昔に比べてエンジンがパワーアップされ、サスペンションやタイヤも良くなっていて、高速道路を走行しても怖くなく（80年代の250ccスクーターは高速道路で凸凹を拾いやすくハンドル保持に気を使いました）、長距離ツーリングでも大型バイク並みに疲れにくくなっています。

また、シート下のスペースと後ろのトップケース（箱）で十分買い物に対応できるのでスーパー等で駐車場を探す心配がいらず、四輪と比べても待ち時間なしでどこでも行けるというのが便利なところです。学生のとき通学用に70ccのミニバイクに乗っていましたが、隔世の感があります。

ところで、最近、125ccクラスのスクーターの事故が多くなっています。原付（50cc）より少しだけ大きく、出力は倍以上なので、アクセルひとつひねりで交差点での

スタートダッシュも一番速いですね。取り回しが非常にラクなのでつい無茶な運転になってしまうようです。特に追突と右折、そして単独での事故が多く見られます。車間距離を空けないことで前車がブレーキをかけたときにぶつかることや、右折では対向の直進車をかわせると思い判断ミスでぶつかることが多いです。単独事故は路外逸脱すなわちオーバースピードによる曲がりきれないことによる事故が多いですね。

対処法としては車間距離を十分に空ける、右折するときには対向の直進車の動きに注意する、カーブでは十分に減速する。重複するようですが減速すべきところでは必ず減速することが事故に遭わないポイントだと思います。

かつては原付と違って他の自動車の妨げになりにくいということで免許さえあれば原付より安全に乗れるといわれた125ccクラスですが、性能がよくなりすぎて、高いスキルを求められる乗り物になったともいえます。

維持費も安いということで各事業者様の従業員の方で通勤に使われていることもよくあると思いますが、ぜひ安全運転でよろしく願います。

3月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

高齢歩行者の 死亡事故が多発！

本年の交通事故死者

20人のうち、10人が歩行者



そのうち、

8人が高齢者

(平成31年2月24日現在)

ドライバーの皆さん

- 信号機のある交差点では、必ず信号を守り、青信号で通行する場合でも、歩行者や自転車の横断等に十分注意しましょう！
- 信号機のない横断歩道で、歩行者がいれば、必ず一時停止し、歩行者に横断を促すハンドサインを実践しましょう！

「横断歩道ハンドサイン運動」実施中
～ 車も歩行者も手で合図 ～

必ず送ろう
ハンドサイン



人がいれば
必ず止まろう

LINE@で

交通安全情報発信中！

QRコードから是非登録を！



カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	2,380	2,342	2,164	2,144	2,000
死者数	24	29	19	21	21
負傷者数	2,993	2,901	2,666	2,684	2,514

● 各年の1月末までの確定値

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
件数	162	162	128	138	125
死者数	1	5	2	2	0
負傷者数	197	186	149	186	152

● 各年の1月中の確定値

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
件数	162	162	128	138	125
死者数	1	5	2	2	0
負傷者数	197	186	149	186	152

注：件数は事業用貨物自動車1台となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

大阪の トラ ガール

We are
TRUCK
GIRL

総集編



皆さまにご愛読いただいておりますこのトラガール特集でございますが、今月で丁度1年が経過し、誠に勝手ではございますが、マンネリ化する前に特集連載記事としては終了とさせていただきます。

なお、最後に昨年の4月号から今年の2月号まで掲載いたしました11事業者12名のトラガールにつきまして改めてご紹介させていただき終了とさせていただきます。

ご協力いただきました会員事業者の皆さまには、ご多忙のところ取材にご協力いただき本当にありがとうございました。

また、次号からは各種自社で独自に取組みをされている会員事業者を順次ご紹介させていただきますので、トラガールと同様ご愛読いただきますよう宜しくお願いいたします。

【2018年4月号】

市川しのぶさん

有限会社清水急便サービス
第六支部
ドライバー歴：2年
ニックネーム：いっちゃん、いっちゃん

Q: どうして「トラガール」に?

A: 駐車場の案内の仕事をしている時に、お客様として来られていた清水社長に声を掛けていただきました。駐車場の仕事は、休日が少なかったので、清

水社長から土曜日は半日、日曜日は休日なので、一度話を聞きに来てくださいと言われました。

Q: 「トラガール」になってみて?

A: OCSのユニフォームがカッコ良くて、着て仕事するのが嬉しいです。

Q: 仕事のやりがいは?

A: 他の業者の方や、お客様とのコミュニケーションが取れるのが楽しいです。あと、皆さんに良くしていただいているのが、とても嬉しいです。職場に女性一人なのでそこは特権ですね。

Q: 運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

A: 私みたいに手が掛からない子供がいれば気軽に始められる仕事です。一人の時間も長く、周りも可愛がってくれますし、楽しい仕事ですよ。



【2018年5月号】

市原麻梨さん

大阪運輸倉庫株式会社
東北支部
ドライバー歴：4年
ニックネーム：まりちゃん、まりっぺ

Q: どうして「トラガール」に?

A: ドライバーが大型トラックを運転しているのを見て凄くカッコいいなと思い、私も運転したくなりました。

Q: トラガールになってみてどうでしたか?

A: 運転中は一人なので気楽に仕事をさせていただけます。

Q: 仕事のやりがいは?

A: 運転は苦にならないので、いろんな場所に行けることが、とても楽しいです。

Q: 運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

A: トラックの種類によっては、重い荷物を運ばなくてもいけますよ。

それに一人が好きなのは、運転中は一人なので気楽にできますよ。



【2018年6月号】

田中 藍さん（物流課係長）

株式会社タイムス物流
北大阪支部
ドライバー歴：9年
ニックネーム：あいちゃん

Q：どうして「トラガール」に？

A：車の運転をする事が好きなのと体を動かすような仕事に就きたかったからです。

Q：トラガールになってみてどうでしたか？

A：好きな仕事だったのでうれしかったです。

Q：仕事のやりがいは？

A：いろんな所に行かせていただいているので、道をたくさん知ることができます。

Q：最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

A：どういう働き方を希望するかにもよりますが、お母さんなら、時間に融通が利くところがいいと思います。



【2018年6月号】

下井 良美さん

株式会社タイムス物流
北大阪支部
ドライバー歴：17年
ニックネーム：よしこ

Q：どうして「トラガール」に？

A：昔、トラックの整備士をしていて、その経験を生かしてドライバーになりたいと思うようになったのと、元々トラックが好きだったというのが一番の理由です。

Q：トラガールになってみてどうでしたか？

A：初めてトラックで一人で仕事したとき、キツイとはあまり思わず、色々なところに行けることが楽しいなと思いました。

Q：仕事のやりがいは？

A：荷物を運んだ時に「お疲れさま」とか「ありがとう」って言われたら嬉しいです。

Q：最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

A：車の運転が好きで、男の人に負けたくないと思っている人なら大丈夫なので考えて下さい。



【2018年7月号】

大森 加菜子さん

株式会社永尾運送
中央支部
ドライバー歴：5カ月

Q：どうして「トラガール」に？

A：運転することが好きだからです。目的がないと家から中々出ませんからね。

Q：トラガールになってみてどうでしたか？

A：良かったなあと思います。毎日が楽しいです。

Q：仕事のやりがいは？

A：販売店さんに顔を覚えてもらった時は嬉しかったですね。特に「待ってたよ」と言われたら力が出ます。

A：トラック運転手は男の人のイメージが強いじゃないですか。

でも入ってみたら、男も女も関係なく対応してくれるので助かります。トラックに乗ってしまったら一人なので気を使わなくていいですよ。



Q：最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

【2018年8月号】

大山 淳子さん

株式会社マツダ運輸大阪
泉州支部
ドライバー歴：10年

Q：どうして「トラガール」に？

A：学生の頃、友達に10トンの助手席に乗せてもらい、その時景色に感動したのがきっかけです。

Q：トラガールになってみてどうでしたか？

A：毎日が楽しすぎます。

Q：今後やってみたいことや趣味とかはありますか？

A：趣味じゃないですが、トラックに乗って日本の中で行っていないのが、北海道と沖縄だけなので、トラックで全国を制覇するのが夢ですね。

A：トラックに女性が乗るのは、本当にトラックが好きでないと乗れないし、続かないと思います。

私は、この仕事しんどいけど、やりがいがあるので、自分で選んだ仕事なので、全国制覇に向けて頑張ります。



Q：最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

【2018年9月号】

池田恭子さん

丸常運送株式会社
浪速南支部
ドライバー歴：17年

Q: どうして「トラガール」に?

A: アルバイト先でトラックに乗っている女の人を見て、カッコいいと思ったのがきっかけです。

Q: トラガールになってみてどうでしたか?

A: 思ったより大変でした。

Q: 上司の方やお客さんから掛けられた言葉で一番印象に残っている言葉は?

A: 「女のドライバーは珍しいなあ」とか、女であるという目でみてはるからやと思うんですが、「運転上手いな」とか言われたことがあります。

Q: 最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

A: 男の人が多い分、きつい事を言われる事が多々あるけど、色々勉強ができて面白いと思います。

他、いろいろな場所にも行けるし、トラックの中は一人なので気分的にも楽ですよ。



【2018年10月号】

藤 千尋さん

株式会社ヤマザキ物流
河北支部
ドライバー歴：24年

Q: どうして「トラガール」に?

A: レンタカー勤務をしていたのですが、MT車を運転できなくて、その時、小型のミキサー車ドライバーの募集があったので練習もできるし給料も入ると思い転職したのが切っ掛けです。

Q: トラガールになってみてどうでしたか?

A: MT車を乗れるようになったら、次は4t、次は10t、次はトレーラに乗って行きました。当時は大型に乗っている女性ドライバーは、ほぼいなかったで、周りの人の反応が楽しかったです。

Q: トラガールのやりがいとは?

A: 配送先が決まっているので、行く先々の工場の方や他のドライバーの方との雑談が楽しいです。それと到着、出発の際に工場の方に「いらっしやい」「いってらっしやい」と言われたときは嬉しいですね。

Q: 最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

A: 運送業界は男の人が多いので、女やから手伝ってくれるという考えなら続かないと思います。



【2018年11月号】

白井沙織さん

Japan Aina Express 有限会社
東北支部
ドライバー歴：1年

Q: どうして「トラガール」に?

A: 昔から石井社長と知り合いだったのでお願いして雇って頂きました。

Q: トラガールになってみてどうでしたか?

A: そうですね、楽しい反面しんどいときもあります。

しんどいというのは

重たい荷物も中にはあるので、体力的な部分ですね。

Q: トラガールのやりがいとは?

A: その日によって荷物の量が違うので、数を多くこなした時は、自分で頑張ったな、やりきったと思いますね。

Q: 最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

A: 女性に限らず、お子様がおられる方は、お子様に対して、きちんとしてくれる会社に行って欲しいと思います。



【2018年12月号】

藤原未弥袈さん

SANWA・TRANS・NET株式会社
中央支部
ドライバー歴：2年2ヶ月
ニックネーム：あられちゃん

Q: どうして「トラガール」に?

A: 小さい頃、身内がデコトラのゲームソフトを持っていて、そのゲームをしていてトラック(デコトラ)に興味を沸き、時が経って運転が好きになり、自分の好き

な事をして稼げるなんて素敵だなと思いました。

Q: トラガールになってみてどうでしたか?

A: 自分の好きな事、物が周りにある仕事ができ、とても幸せです。

Q: 今後の目標は?

A: 会社の支援制度で大型免許を取得したので、大型に乗ってもっと運転を極めて、会社の男の人達を超えるくらい動ける人間になりたいです。

Q: 最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

A: 初めは無理。挫折しそうな時もあると思うが、それを乗り越えると、楽しさや幸せがある。運転は一人で行動するので、そこも楽なところですよ。



【2019年1月号】

中森真智子さん

新栄運輸株式会社
東北支部
ドライバー歴：20年
ニックネーム：モリコ

Q：どうして「トラガール」に？

A：最初は、倉庫内作業をしていたのですが、誘われて運転免許を取得し、ドライバーとなりました。

Q：トラガールになってみてどうでしたか？

A：運行中は1人で行動でき「自由だあ〜」って、開放感にひたっています。

Q：トラガールのやりがいは？

A：事故も無く、商品に傷をつけることなく搬送を終了したときの「やりきった」という達成感を感じたときです。

Q：最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします

A：働くにあたっては、覚悟をして就職しないといけない。何かあっても融通が利かず代わりもなかなかない為、すぐには帰れないので。男性と同じ仕事なので、結婚したら男性にも家事など協力してもらおうことが大切だと思います。



【2019年2月号】

三浦朝子さん

越野運送株式会社
東北支部
ドライバー歴：14年10ヵ月
ニックネーム：姉さん

Q：どうして「トラガール」に？

A：元々、トラックに乗りたいという想いもあって、私自身、女性ドライバーに憧れていたの、母子家庭で子どもも大きくなり正社員で働きたいと思い、思い切って転職しました。

Q：トラガールになってみてどうでしたか？

A：最近、女性ドライバーも増えていますが、それでもまだ珍しいのか、「すごいね!」や、「かっこいいです」、と言われるのは嬉しいです。

Q：トラガールのやりがいは？

A：トラックドライバーは男性の仕事と思われがちですが、女性でも出来る仕事だと思います。男性社員と全く同じ事が出来るかと言えば体力的に無理もあるかもしれませんが、反対に男性では気付けない女性ならではの観点で出来る事があると思います。

Q：最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

A：ドライバーの仕事は一人なので慣れるまではしんどいですが、慣れたら運転も含めて自分のペースで出来るところが良いです。



近畿運輸局

栗原 弥生 自動車交通部長

トラガールの女性に実際にお会いしてみると、私もそうですが、お子さんがいる人が多いので、同じ働く女性として親近感を持ちました。

女性向けに、トイレなど、設備面の改善も大事ですが、むしろ今の環境であってもトラックに魅力を感じてドライバーになっている人もいることを前向きに捉えるべきだと思います。

一方で、各事業者も、女性だからということではなく、個々のドライバーに応じた勤務体系にすると

か、これからは介護との両立も必要になってくるので、今後はそのあたりも考える必要があると思います。

誰でも働ける環境を事業者が作ってあげること、老若男女問わずもっともっと物流の仕事、トラックドライバーの仕事ってこんなものと知ってもらうことが重要です。周りの皆さんの意識を変えていくには、経営者の考え方や気遣いがとても大切になってくると思います。

【取材担当者のコメント】

トラガールの皆様の取材をさせていただき、同じ女性として色々な事を学ばせていただきました。取材自体初めてのことで毎回緊張しましたが、トラガールの皆さまにフォローしていただき、一年間取材を続けることができました。本当に有り難うございました。(企画室 林)

常任委員会が開かれる

2019年度事業計画(案)ならびに事業予算(案)などを審議

2019年度事業計画(案)ならびに予算(案)等を審議する各常任委員会が2月21日の労務委員会を皮切りに6つの委員会で開催された。(総務委員会は次号で掲載)

各委員会では昨年12月11日に開催された第208回理事会で承認決定された2019年度事業計画要綱を基に審議され、事業計画ならびに予算等が承認された。

第66回 労務委員会

井上泰旭 委員長



- ◇日時 = 平成31年2月21日(木)
- ◇場所 = 大ト協研修センター・201号室
- ◇議案
- (1) 2018年度事業推進状況について
- (2) 2019年度事業計画(案)ならびに予算(案)について
- (3) その他
- ◇2019年度事業計画(案)ならびに予算(案)
- <事業計画>
- ▽健康相談事業並びに健康状態に起因する事故防止対策事業の推進
- (1) 定期健康診断の受診促進
- (2) SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策の推進
- (3) メンタルヘルス対策の推進
- ▽労働対策事業の実施
- (1) 労働災害防止対策の推進
- (2) 改善基準等労務管理の周知徹底
- (3) 長時間労働の抑制ならびに、働き方改革の実現に向けた対策の推進
- (4) 過労死等防止対策の推進
- <事業予算>
- 貨物の輸送の安全の確保に関する事業
- 【健康相談事業】
- ▽SAS検査協調事業費等 = 10,000千円
- ▽移動健康診断受診費助成 = 20,000千円
- ▽移動健康診断経費 = 4,000千円

第54回 中小企業・物流対策委員会

池辺祐一 委員長



- ◇日時 = 平成31年2月22日(金)
- ◇場所 = 大ト協研修センター・201号室
- ◇議案
- (1) 平成30年度事業の執行状況について
- (2) 2019年度事業計画(案)ならびに予算(案)について
- (3) その他
- ◇2019年度事業計画(案)ならびに予算(案)
- <事業計画>
- ◇中小企業経営基盤強化対策の推進
- ▽原価管理に基づく適正運賃収受と適正取引の推進
- (1) 原価意識の向上対策と燃料サーチャージ制の導入促進
- (2) 運送取引における書面化の推進
- (3) 経営分析報告書の作成及び配布
- (4) 経営診断事業等の実施
- ▽人材育成事業の推進
- (1) 中小企業大学校の受講促進
- (2) 事業後継者育成事業の推進
- ◇都市内物流の効率化対策
- ▽駐車対策の推進
- ▽WebKitの普及促進
- ◇情報化の推進
- ▽中小企業の情報化推進
- ◇引越関係講習会の開催
- ▽講習会の開催
- <事業予算>
- 政令第2号サービスの改善及び向上に関する事業
- 【中小企業経営基盤強化対策推進費】
- ▽推進費 = 8,289千円
- 【都市内物流の効率化対策費】
- ▽対策費 = 122千円 ▽委託費 = 2,000千円
- 【情報化の推進】
- ▽推進費 = 454千円

【引越関係講習会費】
▽講習会費 = 585 千円

第 49 回 環境対策委員会

新田朝世 委員長



- ◇日時 = 平成 31 年 2 月 26 日 (火)
- ◇場所 = 大ト協研修センター・201 号室
- ◇議案
- (1) 2018 年度事業推進状況について
- (2) 2019 年度事業計画(案)ならびに収支予算(案)について
- (3) その他
- ◇2019 年度事業計画(案)ならびに予算(案)

<事業計画>

- ▽環境・省エネ対策の推進
- (1) エコ・ドライブの推進に向けた支援機器等の導入助成
- (2) グリーン・エコプロジェクトの推進
- (3) グリーン経営認証取得の促進
- ▽NGV等環境対応車の普及促進
- (1) NGV(CNG)車、ハイブリッド車等の導入助成
- ▽各種環境保全啓発活動の推進
- (1) 近畿スマートエコ・ロジ協議会との連携
- (2) 中環をきれいにする日への参画等

<事業予算>

- 環境の保全に関する事業
- 【自動車交通公害等環境問題対策費】
- ▽環境対応車導入助成費 = 15,000 千円
- ▽EMS 導入助成費 = 30,000 千円
- ▽アイドリングストップ支援機器助成費 = 5,000 千円
- ▽エコタイヤ導入助成 36,000 千円
- ▽グリーンエコプロジェクト参加促進費 12,671 千円
- ▽CNG スタンド維持費 0 円
- ▽対策費 2,600 千円
- 【環境に配慮した経営促進助成金】
- ▽グリーン経営新規取得助成 = 500 千円
- ▽グリーン経営更新取得助成 = 2,000 千円

第 100 回 広報委員会

小田原 武 委員長



- ◇日時 = 平成 31 年 2 月 27 日 (水)
- ◇場所 = 大ト協研修センター・201 号室
- ◇議案

- (1) 2018 年度事業実施状況について
- (2) 2019 年度事業計画(案)並びに予算(案)について
- (3) 2019 年度広報事業の推進(案)について
- (4) その他

- ◇2019 年度事業計画(案)ならびに予算(案)

<事業計画>

- ▽協会機関誌「トラック広報」の発行等による情報提供の実施
- ▽トラック運送事業への理解促進ならびに業界イメージの向上を図るための効果的な対外広報活動の実施

<事業予算>

- 政令第 1～7 号共通事業

【広報事業費】

- ▽広報費 = 22,500 千円
- ▽広報活動費 = 6,200 千円
- ※広報費内訳
- トラック広報発行費 22,000 千円
- 補助事業 P R 費 500 千円

- ◇2019 年度広報事業の推進について(案)

- 協会機関誌「トラック広報」の発行
- 「トラックの日」行事の実施
- 児童絵画コンクールの実施
- パンフレットによる協会活動の P R
- 近畿トラック協会との連携による広報活動
- 人材確保対策に関する P R

第 49 回 交通対策委員会

中原 毅 委員長



- ◇日時 = 平成 31 年 2 月 28 日 (木)
- ◇場所 = 大ト協研修センター・201 号室
- ◇議案

- (1) 2018 年度事業実施状況について
- (2) 2019 年度事業計画(案)ならびに予算(案)について
- (3) その他

- ◇2019 年度事業計画(案)ならびに予算(案)

<事業計画>

- ▽交通及び労働災害事故防止対策の徹底
- ▽交通安全運動等における事故防止対策の啓発活動の実施
- ▽交通安全対策支援機器の導入助成
- ▽トラックドライバー・コンテストの実施
- ▽過積載防止対策の推進
- ▽台風、大雨、地震等、大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

<事業予算>

- 貨物の輸送の安全の確保に関する事業
 - 【自動車事故対策機構等の活用費】
 - ▽適性診断負担金 = 28,750 千円
 - ▽基礎講習受講助成 = 7,395 千円
 - 【ドライバーコンテスト・大阪府大会費】
 - ▽車両借上料 = 210 千円 ▽賞品費 = 60 千円
 - ▽備用品費 = 150 千円 ▽会議費 = 250 千円
 - 【ドライバーコンテスト・全国大会費】
 - ▽旅費交通費 = 230 千円
 - 【交通安全運動等実施費】
 - ▽ドライバー等安全教育訓練助成費 = 3,000 千円
 - ▽ドライブレコーダ導入助成費 = 60,000 千円
 - ▽後方視野確認支援装置助成費 = 40,000 千円
 - ▽先進安全自動車導入助成費 = 60,000 千円
 - ▽初任運転者教育助成費 = 360 千円 ▽運転記録証明書助成費 = 25,200 千円
 - ▽チャレンジコンテスト負担金 = 900 千円 ▽ドライバー等交通安全講習会費 = 5,162 千円
 - ▽陸災防協調事業助成金 = 15,000 千円
 - 【過積載防止街頭PR費】
 - ▽委託費 = 9,120 千円
 - 【過積載防止対策懇談会費】
 - ▽啓発費 = 400 千円
 - 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業
 - 【緊急輸送訓練費】
 - ▽本部活動費 = 980 千円 ▽支部活動費 = 2,933 千円
 - ▽備用品費 = 1,260 千円 ▽通信費 = 120 千円
 - 【緊急輸送体制の整備費】
 - ▽緊急輸送体制の整備費 = 5,400 千円 ▽緊急輸送体制の維持費 = 7,500 千円
 - 【ラスト・ワンマイル対策費】
 - ▽訓練費 = 2,700 千円 ▽講習会費 = 300 千円

第 68 回 交付金事業委員会

重 博文 委員長



- ◇日時 = 平成 31 年 3 月 1 日 (金)
- ◇場所 = 大ト協研修センター・201 号室
- ◇議案
- (1) 2018 年度交付金事業委員会関係事業実施状況について
- (2) 2019 年度交付金事業委員会関係事業計画(案)および予算(案)について
- (3) 近代化基金特定資産の一部取り崩し(案)について
- (4) 2019 年度近代化基金特別会計(実施事業等利子補給事業)収支予算書(案)について
- (5) その他
- ◇ 2019 年度交付金事業委員会関係事業計画(案)お

- よび予算
- <事業計画>
 - ▽交付金事業計画および資金計画等の策定対処ならびに申請手続き等の行政対処
 - ▽近代化基金の融資対処(一般融資・ポスト新長期等導入融資)
 - ▽コンピュータ等の活用対処
 - ▽中央事業への出捐対処
- <事業予算>
 - 中央出捐金支出
 - 【中央事業出捐事業費】
 - ▽出捐金 = 140,548 千円 ※交付金額の 23.0%
 - 共通事業
 - 【管理事業費】
 - ▽事務費 = 29,746 千円 ▽人件費 = 60,000 千円
- ◇近代化基金特定資産の一部取り崩し(案)
 - ▼取崩額 = 170,000,000 円
 - <取崩額内訳>
 - ▽2018 年度交付金事業負担 = 110,000,000 円 - ①
 - ▽2019 年度利子補給充当額 = 60,000,000 円 - ②
 - ▼取崩し理由
 - ・交付金事業費(実施事業等(輸送の振興・安全・環境保全事業))の自社負担額に充当するため。 - ①
 - ・基金運用収入の減少に伴い、一般融資・ポスト新長期融資等の近代化基金融資に係る 2019 年度利子補給事業等に充当するため。 - ②
 - ▼取崩期日 ①—2018 年度期中
 ②—2019 年度期中
- ◇ 2019 年度近代化基金特別会計(実施事業等利子補給事業)収支予算(案)
 - <近代化基金特別会計(実施事業等 利子補給事業)収支予算>
 - 事業活動収支の部
 - 【事業活動収入】
 - ▽近代化基金利息収入 = 5,640 千円 ▽雑収入 = 10 千円
 - ▼事業活動収入計 = 5,650 千円
 - 【事業活動支出】
 - ▽利子補給金支出 = 81,000 千円 ▽近代化事業費支出 = 9,000 千円 (印刷費、郵送費、人件費等)
 - ▼事業活動支出計 = 90,000 千円
 - ▼事業活動収支差額 = - 84,350 千円
 - 投資活動収支の部
 - 【投資活動収入】
 - ▽近代化基金取崩収入 = 60,000 千円
 - ▼投資活動収入計 = 60,000 千円
 - ▼投資活動収支差額 = 60,000 千円
 - 予備費支出 = 5,650 円
 - ▽当期収支差額 = - 30,000 千円 ▽前期繰越収支差額 = 30,000 千円 ▼次期繰越収支差額 = 0 円

求職者向け業界研究セミナーを開催



野口課長・大森課長

大阪府は、2月13日に此花区の富士興業株式会社にて、求職者向け業界研究セミナー「海と陸をつなぐ“職人のワザ”オートメーションな運輸現場ツアー」を開催した。

このセミナーは、運送業界の基礎的な情報や従業員が働きやすい環境整備のために取り組んでいる事項などを紹介し、業界の現状を知っていただくことで求職者の職種志向の拡大を図ることが目的である。

セミナーでは、まず当協会の滝口敬介専務理事が講師となり、「TRY! TRUCK!! TRANSPORT!!!」というパンフレットを用いて、トラック運送業界

の現状についてDVD放映を交えながら講演が行われた。その後、当協会員の富士興業株式会社大森潤一課長より自社の事業概要及び安全衛生品質に関する取組み内容等について講演が行われた。続く現場見学では、同社 野口和馬課長より求職者に向けて各現場についての説明が行われた。

最後に求職者からの質疑応答の時間を設け、本セミナーは終了した。



現場見学

大阪府
海と陸をつなぐ“職人のワザ”
オートメーションな運輸現場ツアー

港湾荷役の現場を体感！
港の岸壁にそびえ立つ巨大キリンを見に行こう！

2/13 (水)
14:00～16:00

- 会場 富士興業株式会社 本社
(大阪市此花区島屋6-1-130)
- 定員 15名
- 集合時間 13時40分(時間厳守)
- 集合場所 JRゆめ咲線「安治川口駅」改札
※最寄り駅での集合・解散となります
- 主催 大阪府 大阪府トラック協会
大阪人材確保推進会議

この日
お問合せ OSAKAしごとフィールド
TEL:06-4794-9198 FAX:06-6232-8581
月～金曜 9:30～20:00 土曜 9:30～16:00 ※日・祝・年末年始
〒540-0031 大阪府中央区北浜3-14 エル・おおさか 本館2・3F
OSAKAしごとフィールド 申込みは コチラ！
http://shigotofield.jp/

セミナー参加について ● 筆記用具、ノート持参 ● 服装自由 ● 当日受付は30分前から

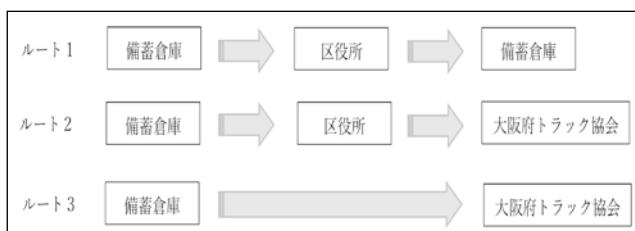
ラストワンマイル輸送訓練 (緊急支援物資輸送訓練)

大阪府トラック協会は、平成31年1月29日と2月3日にラストワンマイル輸送訓練を実施した。大阪市備蓄倉庫(二次集積)より避難所等に向け支援物資輸送体制の確立ならびに検証を行った。

2月3日の訓練では、訓練車がそれぞれ備蓄倉庫に集合し、現場においてフロントマスクの取り付け、走行ルートや連絡箇所の確認、一部車両においては緊急支援物資などの積み込み作業を実施した。その後、無線機器を搭載し実施本部へ連絡した上で、3ルートの訓練パターンを実施した(図表①参照)。

- ルート1：備蓄倉庫を出発した訓練車が区役所までの輸送体制の検証を行い、備蓄倉庫へ戻る。
- ルート2：備蓄倉庫で物資を積んだ訓練車が区役所までの輸送体制の検証を行った後、避難所である大阪府トラック協会へ支援物資を輸送・搬入する。
- ルート3：備蓄倉庫で物資を積んだ訓練車が避難所である大阪府トラック協会へ支援物資を輸送・搬入する。

また、協会内部では停電時の対応に向けた訓練として、停電した際に非常電源が作動するかの確認作業も実施した。避難所である当協会に支援物資を輸送・搬入した訓練車は、実施本部へ無線連絡をした後フロントマスクと無線機器の回収作業を行った。また、訓練に参加したドライバーは非常食も試食した。



図表①：緊急支援物資輸送訓練ルート図

その後、熊本市健康福祉局 福祉部長の 甲斐 嗣敏氏より「平成28年度熊本地震における支援物資輸送の現状と課題」についての講演をいただき、大阪市、大阪府の行政関係者、大ト協交通対策委員会委員、会員事業者、訓練に参加したドライバーなどが聴講した。続けて中原副会長(交通対策委員長)が講評を述べた後、意見交換会を行いラストワンマイル輸送訓練は終了した。

今回は、2月3日の輸送訓練を取り上げました。

【スケジュール】

10:00～10:30

無線通信訓練(実施本部⇔備蓄倉庫間)

11:00～14:00

支援物資輸送訓練(備蓄倉庫より各所)
無線通信訓練(実施本部⇔訓練車両間)

11:30～12:00

支援物資搬入訓練①
(トラック総合会館玄関→6階601号室)

12:00～13:00

非常電源設備稼働訓練

12:30～13:00

支援物資搬入訓練②
(トラック総合会館玄関→6階601号室)

14:00～15:00

講演会「平成28年度熊本地震における支援物資輸送の現状と課題」

講師：熊本市健康福祉局 福祉部長
甲斐 嗣敏氏

15:00～15:10 講評

15:30～17:00 意見交換会

17:00～ 終了

無線通信訓練(実施本部⇄備蓄倉庫間)

備蓄倉庫へ到着した旨を対策本部へと連絡し、走行ルートや連絡箇所などの確認を行う。



訓練車



対策本部



訓練車

支援物資輸送訓練(備蓄倉庫)

備蓄倉庫から防災リュック及び非常食の積載作業を行う。(2トン車は段ボール4個程度を積載)



備蓄倉庫



訓練車への積み込み作業①



訓練車への積み込み作業②

無線通信訓練(実施本部⇄訓練車間)

出発時に無線連絡を行い各自目的地へ出発し、到着した旨を対策本部へ無線で連絡する。



目的地へ出発(無線連絡後)



目的地到着



本部へ無線連絡

支援物資搬入訓練(トラック総合会館玄関→6階601号室)

目的地到着後、支援物資を訓練車から避難所へ台車を用いて運んでいく。



荷卸し作業①



荷卸し作業②



避難所へ搬入

非常電源設備稼働訓練

災害時に停電した際に非常電源が作動するかを確認。



停電の様子①



停電の様子②



非常電源設備稼働後

熊本市健康福祉局福祉部長 甲斐嗣敏氏による講演会

「平成28年度熊本地震における支援物資輸送の現状と課題」講演の様子。



甲斐嗣敏氏



講演会の様子①



講演会の様子②

講 評

中原毅副会長（交通対策委員長）による当日の緊急輸送訓練の講評。

今回、大阪市の協力を得て災害用備蓄倉庫から各区役所までの輸送ルートの検証や、避難所に向けた緊急支援物資輸送訓練、災害時でも混雑しにくく安定した通信を確保できるデジタルMCA無線機を活用した通信訓練を実施させていただきました。そして、経験に勝るものはないという観点から、熊本市役所の甲斐部長様をお招きして、熊本地震の経験を踏まえた支援物資輸送にかかる諸問題等についてお話を頂戴いたしました。

しかし、訓練はあくまで訓練で、発災時に忠実に実行できることが重要であり、それが成果でございます。今日の結果に満足せず、訓練で得たものを活かしこれからも訓練を重ねていきたいと考えております。（※一部抜粋）



講評を述べる

中原毅副会長（交通対策委員長）

意見交換会

今回のラストワンマイル輸送訓練を通じて得られた反省点等を話し合った。

まず、大阪が被災地となった時の対応として、他府県の集積地を確保する。また、官公庁もある大阪城付近にも大規模な集積場が必要だと考えられる。集積場での荷捌きは、全国から車と運転手を集められる大手宅配業者が大きな力になると考える。

通信については、電話が通じなくともLINEアプリが活躍したという熊本での実績から、LINEで連絡網を事前に作っておくこと、また避難所の運営は地域住民が主体となっていくことが望ましい。



意見交換会の様子

〈訓練参加企業一覧〉

日進運輸倉庫(株)

日隆運輸(株)

井上運輸倉庫(株)

(株)オーティロジサービス

(株)福岡運送店

旭新運輸開発(株)

(有)大恵ユニック

鴻池運輸(株)

梅田運輸倉庫(株)

西川自動車(株)

ミナト物流(株)

(株)交野運送

(株)丸八運送

(株)田中運送店

(株)福井商運

丸協運輸開発(株)

(株)カーフィックス

澤田運輸(株)

やまと運輸(株)

上野運送(株)

(株)山直運送

(株)扇町運送

山根運送(株)

大正貨物(株)

(株)福島運送

(株)ダイトク



※ホームページでも掲載しています。

関西テレビの取材を受ける

引越作業が集中する3月中旬から4月上旬の間に多発する、いわゆる「引越難民」についての関西テレビ放送の取材に対し、3月4日に当協会の滝口専務理事が応じた。

滝口専務理事からは「以前はトラックに憧れて業界に入ってくる若者が多かったが、最近は車離れが進み、なかなか入ってきてもらえない。車離れ以外にも長時間労働や低賃金という要因もあり、ここ数年で業界の人手不足はますます酷くなり、引越需要に応えられなくなっている」旨が説明された。

いわゆる「引越難民」の報道では、一部に引越料金の高騰を指摘するケースもみられるが、引越事業者も人手不足や働き方改革への対応を迫られる中で、引越繁忙期の受注を受けたくとも受けられない状況にある。そのため、全日本トラック協会引越部会を中心に引越時期の分散化への協力を



求めるリーフレットを作製、幅広い働きかけを行なっており、国土交通省でもこの状況には理解を示している。

なお、この取材の様子は3月5日午後4時47分からの関西テレビのニュース番組「報道ランナー」で放送された。

大阪府貨物自動車適正化事業実施機関による平成30年度第4回集団指導講習会を開催

法令遵守と輸送の安全確保の徹底を目的に！

大阪府貨物自動車適正化事業実施機関は2月19日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて大阪運輸支局の協力のもと今年度4回目の「集団指導講習会」を開催した。

この講習会は、平成30年度に適正化事業指導員の巡回指導を受けた事業者に対し、巡回指導後のフォローアップを目的に開催されたもの。

講習会では、大阪労働局労働基準部 監督課 監察

監督官 的場氏により「労務管理」について、大阪運輸支局監査部門 岡本氏により「自動車運送事業の監査方針」、「関係法令の遵守」について、それぞれ説明が行われた。

続いて、適正化事業指導員による巡回指導時における改善指導項目を中心とした個別によるフォローアップが行われた。



平成 30 年度

大阪府商工関係者知事表彰

大阪府商工業の振興発展に寄与



永年にわたって大阪府商工業の振興と発展に寄与された方々の功績を讃える平成 30 年度「大阪府商工関係者知事表彰」が 2 月 14 日、大阪市北区の中央公会堂で 221 名の個人、8 の事業所・団体の受賞者が出席して開催された。

なお、当協会からは次の方々を受賞の榮譽に輝いた。

—〔運輸・観光関係〕（順不同）—

明石 光弘 氏

（明石運送(株)=河北支部）

石原 修 氏

（(株)つばめ急便=河北支部）

坂本 龍次 氏

（やまと運輸(株)=浪速南支部）

八木 健 氏

（八木運送(株)=西支部）

治川 隆男 氏

（菱武運輸(株)=東大阪支部）

—〔他団体推薦〕—

古角 利裕 氏

（（一社）大阪バス協会=員外監事）

平成 30 年度

近畿運輸局自動車関係功労者表彰式

当協会から経営者 3 名、中間管理者 3 名、
従事者 3 名が受賞！



トラック運送業界の発展に多大の功績のあった方々を讃える平成 30 年度「近畿運輸局自動車関係功労者表彰式」が平成 31 年 2 月 21 日に大阪合同庁舎第 4 号館で行われた。

表彰式では、自動車関係功労者として、経営者 11 名、中間管理者 12 名、従事者 51 名へ表彰状が授与された。次に近畿運輸局 八木局長の挨拶が行われた。

当協会からは、次の方が表彰された。



■陸運及び観光関係功労者表彰受賞者（順不同）

【経営者】

新田 朝吾 氏

（新田運送株）＝東大阪支部

小山 均 氏

（小山運送株）＝泉州支部

北村 長男 氏

（大阪旭運送株）＝東北支部

【中間管理者】

津野 弘幸 氏

（サントリーロジスティクス株）
＝南大阪支部

伊藤 慎一 氏

（アクロストラנסポート株）
＝中央支部

西畑 貴史 氏

（株合通）＝第六支部

他団体推薦

【運転士】

中井 邦夫 氏

（成山運輸株）＝第六支部

安部 雅英 氏

（株阪急阪神ロジパートナーズ）
＝第六支部

古澤 隆行 氏

（谷川運輸倉庫株）＝第六支部

他団体推薦

平成30年度 整備管理者選任後研修 (追加研修)

近畿運輸局大阪運輸支局主催による平成30年度整備管理者選任後研修が2月18日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて開催され、会員事業者の整備管理者ら164が参加した。

道路運送車両法第50条の規定に基づき選任された『整備管理者』は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条で運輸局長の行う「研修」の受講が義務付けられている。

研修会では、はじめに主催者を代表して近畿運輸局大阪運輸支局 検査・整備・保安部門 山名首席陸運技術専門官が挨拶を行った。

この後研修に入り、近畿運輸局大阪運輸支局 検

査・整備・保安部門 神楽所陸運技術専門官から「整備管理の現況について」、一般社団法人大阪府自動車整備振興会 山下氏より「メンテナンスの必要性について」、それぞれ講義が行われ、受講者は車両整備の重要性をあらためて認識した。



運輸安全マネジメント 「国土交通省認定セミナー」を開催

大阪府トラック協会では、2月20日、22日の2日間に大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」を開催し、会員事業者等から約199名が参加した。

この認定セミナーは、安全性評価事業（Gマーク認定）の評価項目である「Ⅲ.安全性に対する取組の積極性」「5.外部の研修会へ派遣している」の判定基準の対象となるため、中小規模事業者を主な対象として取組事例を交えた安全管理の取組み

について解説を行うものである。

セミナーでは、当協会より委託を受けた公益財団法人関西交通経済研究センターの田岡哲哉主任研究員から講義が行われた。



ハローワーク阿倍野で人材確保対策コーナーを設置

ハローワーク阿倍野では、2月22日に人材確保対策の一環として、トラック運送業界特別相談コーナーを開設した。

当日は、ハローワークからの要請を受けて近畿運輸局 自動車交通部貨物課 酒井課長補佐と当協会 齋藤常務理事が運送業界の現状、年齢構成や女性進出状況、人材育成の取り組みなど予約して訪れた求職者3名からの相談等について対応を行った。



運輸安全マネジメントシンポジウム2019



関西交通経済研究センターが主催、近畿運輸局・近畿トラック協会・近畿陸運協会が後援する「運輸安全マネジメントシンポジウム2019」が2月21日、大阪市城東区のクレオ大阪東で開催され、近畿各府県トラック協会の会員事業者から231名が参加した。

このシンポジウムは、平成18年から開始された「運輸安全マネジメント」の一層の普及、浸透、定着を図るため事業者の取組み効果と現状や課題を明らかにするとともに、克服すべき課題等への対策やアドバイス等の議論を行い、安全管理体制の構築に向けた取組みの深度化を目指すことを目的に開催されたもの。

第1部では、国土交通省大臣官房 運輸安全監理官付 木下典男 次席運輸安全調査官から「平成29年改訂ガイドラインにおける人材不足」について基調講演の後、株式会社リクルートジョブズ 宇佐川邦子 ジョブズリサーチセンター長による基調講演「運送事業におけるドライバー採用と定着促進のポイント」が行われた。



自社の取組等について発表する
谷正運輸株式会社 代表取締役社長 谷 昇生氏

第2部のパネルディスカッションでは国土交通省大臣官房 運輸安全監理官付 木下典男 次席運輸安全調査官がアドバイザーに、関西福祉科学大学 健康福祉学部 健康科学科 木村貴彦 教授がコーディネーターをつとめ、パネリストには当協会員 谷 昇生氏（谷正運輸株式会社 代表取締役社長）が参加し、自社の各種取組として人材不足、コンプライアンスの遵守、安全に対する教育・指導、グリーンエコプロジェクト等について発表が行われた。

平成 30 年度 第1回 「近畿ブロック適正化事業指導員研修会」を実施



2月22日、KKRホテル大阪にて平成30年度第1回「近畿ブロック適正化事業指導員研修会」を実施し、53名が参加した。

当日は午後2時に開会し、当協会の滝口敬介専務理事、全日本トラック協会の佐竹克也審議役、近畿運輸局自動車監査指導部の藤本和往部長の順にあいさつが行われた。続いて国土交通省自動車局貨物課トラック事業適正化対策室の佐々木博康室長のあいさつ、同対策室の山崎大専門官による説示が行われたのち、研修が行われた。

当日行われた研修は以下の通りである。

1. 適正化事業の推進状況について
全日本トラック協会 適正化事業部 柳川課長
2. トラック事業者の法令順守の徹底を図るための措置について
近畿運輸局 自動車監査指導部 白川監査官

3. 過労運転防止のための輸送効率化対策について
近畿運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課 釈迦戸専門官
4. 働き方改革による貨物自動車運送事業者への影響について
大阪労働局 労働基準部 監督課 的場監察監督官
5. 平成30年度地方適正化事業実施機関の活動状況報告（4月～12月）[書面報告]

研修後は質疑応答が行われ、研修会は終了した。



【問題】

詰碁新題

【ヒント】黒先 コウになります。

【問題】

	7	6	5	4	3	2	1	
						王	角	一
								二
								三
				爵		桂	爵	四
							歩	五
								六
							進	七

持ちゴマ 飛金香

【ヒント】飛車の技を決める。11手詰め。

詰将棋新題

安全管理者選任時研修を開催

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、安全管理者の選任が義務付け！

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部は大阪府トラック協会との共催により2月14日、15日の両日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて安全管理者選任時研修を開催、会員事業者から20名が参加した。

労働安全衛生法では、「運送業において常時50人以上の労働者を使用する事業場では、安全管理者を選任して、その安全管理者に職場の安全に係る技術的事項を管理させなければならない。」とされている。また、労働安全衛生規則の改正（平成18年10月1日施行）により、一定の学歴と実務経験の他に「厚生労働大臣が定める研修（9時間）」を受講・修了していることが要件となり、同時に平成16年10月2日以降に選任された安全管理者

も研修の修了が義務付けられている。

研修では、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 酒井雅彦 安全管理士より次のとおり講義が行われた。

<第1日目> (1) 安全管理

<第2日目> (1) 安全教育 (2) 関係法令

(3) 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の課程を定めて行う自主活動

(4) 修了試験

(研修効果の確認)



平成30年度2回目の初任運転者特別講習を開催

大阪府トラック協会では、2月26日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて初任運転者特別講習を開催し、会員事業者等から57名が参加した。

この特別講習は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条」の規定に基づき、国土交通省告示で定めるところにより、初任運転者に対する特別な指導を行うよう義務付けられており、準中型免許の施行により、平成29年3月12日から教育内容が12項目に充実が図られ、教育時間は座学15時間以上（積載方法、日常点検、構造上の特性など実車指導含む）に加えて添乗指導20時間以上に強化され実施が義務付けとなり、本来、初任運転者に対する指導は、各事業者において実施するものであるが、当協会では、座学の教育内容9項目を6時間分のみ、事業者に代わり行うこととした。

●講習会での実施項目（座学のみ）

10:00～トラックを運転する場合の心構え

10:30～トラック運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

トラックの構造上の特性
貨物の正しい積載方法
過積載の危険性



12:00～休憩

13:00～運転者の運転適性に応じた安全運転

14:00～健康管理の重要性

15:00～危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

16:00～交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

近畿スマートエコ・ロジ協議会主催セミナーを開催

道路の交通環境を考える～渋滞学と最新のトラック開発～

近畿スマートエコ・ロジ協議会と国土交通省近畿運輸局が主催の「道路の交通環境を考える～渋滞学と最新のトラック開発～」セミナーが2月25日、大阪市北区にある中央電気倶楽部5階ホールにおいて開催され、90名が参加した。

このセミナーは、近年高速道路網が拡充し、交通量の分散化が進みつつあるが、時期や時間帯あるいは局所的には依然として激しい渋滞が見受けられる。このような国民の時間的、経済的損失が大きく、地球環境にも少なからず影響を与えている渋滞の科学的分析と物流の効率化を図ることを目的として開催された。

セミナーでは、まず近畿スマートエコ・ロジ協議会会長であり立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科 石田修一教授による開会あいさつの後、東京大学 先端科学技術研究センター 西

成活裕教授による「交通・物流の効率化と変革」をテーマに講演が行われた。続いてUDトラックス株式会社 国内営業部門 車両営業本部 柴崎徹統 統括常務による「ドライバーにとって、安心・快適なトラックを目指して」についての講演が行われた。最後に近畿スマートエコ・ロジ協議会副会長であり、国土交通省近畿運輸局 栗原弥生自動車交通部長による閉会挨拶で終了した。



グリーン・エコプロジェクト ステップアップセミナーを開催

大阪府トラック協会では各企業のエコドライブ等の活動を継続的に実践する仕組みを提供し、燃料価格の上昇、安全対策、環境対策、コンプライアンスの確保などの課題へ能動的に取り組めるよう支援することを目的としたグリーン・エコプロジェクト事業を平成25年度より実施している。

このプロジェクト事業の参加事業者を対象に、2月12日、13日、14日の3日、大阪府トラック協会研修センターにおいて管理者育成と社内教育体制の構築支援を目的としたグリーン・エコプロジェクトステップアップセミナーを開催し、4事業者5名が参加した。



(一社) 大阪府トラック協会 助成事業 「グリーン・エコプロジェクト」概要

■プロジェクトの目的

管理者育成を目的とします
社内教育体制の構築を支援します

■参加事業者による取り組み

- ① 車両ごとに燃費記録用紙を記入
- ② 管理者は活動の基盤となるステップアップセミナー（2ヶ月に1回・全5回のセミナー）に参加
- ③ ステップアップセミナーを修了後、より活動を推進するための継続セミナーに進みます

※セミナーにて、社内教育用資料を提供します

■参加のメリット

- ・ドライバーのやる気を高めます
- ・ドライブレコーダー、デジタコの有効的な活用方法をお伝えします
- ・事故防止のための効果的な方法をお伝えします
- ・管理者に社内教育・指導法をお伝えします

※（公財）交通エコロジー・モビリティ財団主催の、「グリーン経営認証制度」の取得に向けた環境整備の一環としても効果的です

※ 大阪府助成対象事業のため、ステップアップセミナーに無料でご参加いただけます
継続セミナーは、事業者様に一部料金をご負担いただくこととなります

※ 府内の事業所、及び府内ナンバーの車両が対象となります

◆後援：近畿運輸局、大阪府、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、（公社）全日本トラック協会



活動ポスター

お問合せ先 ◆交通・環境部 TEL：06-6965-4033

◆グリーン・エコプロジェクト事務局（業務提携先：㈱アスア）
TEL：0120-415-510 担当：梶間・菅谷・小川



セミナー風景



セミナー提供資料

平成 30 年度 第 2 回 運行管理者試験問題と解答(貨物)

マイドームおおさか (大阪市中央区) で 2,536 人が受験

運行管理者試験センターが国土交通大臣から試験実施機関の指定を受け、各都道府県のトラック協会が事務代行する「平成 30 年度 第 2 回・運行管理者試験」が、3 月 3 日(日)に全国一斉に実施された。

大阪では大阪市中央区の「マイドームおおさか」で行われ、2,536 人が受験した。

試験結果については、運行管理者試験センターから 4 月 2 日(火)に合格発表される。



1. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 一般貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可の申請において、その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なるものであること等、法令で定める許可の基準に適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般貨物自動車運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。)は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

問 2 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者の輸送の安全についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて A 運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び B の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な C に基づく措置を講じなければならない。

3. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送(以下「過積載による運送」という。)の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による D をしてはならない。

- | | | |
|---|-------------|--------------|
| A | 1. 必要となる員数の | 2. 必要な資格を有する |
| B | 1. 乗務時間 | 2. 休息期間 |
| C | 1. 運行管理規程 | 2. 医学的知見 |
| D | 1. 運送の指示 | 2. 輸送の阻害 |

問 3 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の運行管理者が行わなければならない業務として、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関して緊急を要する事項に限り、遅滞なく、助言を行うこと。
2. 運転者に対し、乗務を開始しようとするとき、法令に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、法令の規定により、点呼を受け、事業者に報告をしなければならないことについて、指導及び監督を行うこと。
3. 法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの(基礎講習)を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任すること並びにその者に対する指導及び監督を行うこと。

4. 法令の規定により、運転者として常時選任するため新たに雇い入れた者であって当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断(初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの。)を受診したことがない者に対して、当該診断を受診させること。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 乗務前の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行い、①酒気帯びの有無、②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、③道路運送車両法の規定による定期点検の実施について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
2. 乗務終了後の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては交替した運転者に対して行った法令の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。
3. 乗務前及び乗務終了後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対しては、乗務前及び乗務終了後の点呼のほか、当該乗務の途中において少なくとも1回電話等により点呼(中間点呼)を行わなければならない。当該点呼においては、①酒気帯びの有無、②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
4. 乗務終了後の点呼における運転者の酒気帯びの有無については、当該運転者からの報告と目視等による確認で酒気を帯びていないと判断できる場合は、アルコール検知器を用いての確認は実施する必要はない。

問5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づく国土交通大臣への報告を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者がハンドル操作を誤り、当該自動車が車道と歩道の区別がない道路を逸脱し、当該道路との落差が0.3メートルの畑に転落した。
2. 事業用自動車の運転者が走行中に意識がもうろうとしてきたので直近の駐車場に駐車させ、その後の運行を中止した。後日、当該運転者は脳梗塞と診断された。
3. 事業用自動車が走行中、アクセルを踏んでいるものの速度が徐々に落ち、しばらく走行したところでエンジンが停止して走行が不能となった。再度エンジンを始動させようとしたが、燃料装置の故障によりエンジンを再始動させることができず、運行ができなくなった。
4. 事業用自動車が左折したところ、左後方から走行してきた自転車を巻き込む事故を起こした。この事故で、当該自転車に乗車していた者に通院による40日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。

問6 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)は、酒気を帯びた状態にあるとき、又は疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出なければならない。

2. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。

3. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

4. 事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務日数及び乗務距離を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

問7 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をすること。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存すること。
2. 事業者は、軽傷者(法令で定める傷害を受けた者)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こした運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受診させること。
3. 事業者が行う初任運転者に対する特別な指導は、法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項などについて、15時間以上実施するとともに、安全運転の実技について、20時間以上実施すること。
4. 事業者は、適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの。)を運転者が65才に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させること。

問8 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の貨物の積載等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、道路法第47条第2項の規定(車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が政令で定める最高限度を超えるものは、道路を通行させてはならない。)に違反し、又は政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し道路管理者が付した条件(通行経路、通行時間等)に違反して事業用自動車を通行させることを防止するため、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。
2. 事業者は、事業用自動車(車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものに限る。)に、貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載するとともに、運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

3. 事業者は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

4. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況を当該乗務を行った運転者ごとに乗務等の記録をさせなければならない。

2. 道路運送車両法関係

問9 自動車の登録等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
2. 臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
3. 登録自動車の所有者は、当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日(使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日)から15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。
4. 登録自動車の所有者は、当該自動車の自動車登録番号標の封印が滅失した場合には、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車は、指定自動車整備事業者が継続検査の際に交付した有効な保安基準適合標章を表示している場合であっても、自動車検査証を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
2. 自動車の使用者は、継続検査を申請する場合において、道路運送車両法第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)の規定による自動車検査証の記入の申請をすべき事由があるときは、あらかじめ、その申請をしなければならない。
3. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
4. 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量8,990キログラムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は1年である。

問11 道路運送車両法に定める自動車の点検整備等に関する次のア、イ、ウの文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

ア 自動車の A は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならない。

イ 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を B する者は、C、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

ウ 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、D ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

A 1. 所有者 2. 使用者

B 1. 運行 2. 管理

C 1. 必要に応じて 2. 1日1回

D 1. 3ヵ月 2. 6ヵ月

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 停止表示器材は、夜間200メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであることなど告示で定める基準に適合するものでなければならない。
2. 自動車(被けん引自動車を除く。)には、警告音の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものである警告音を備えなければならない。
3. 自動車(二輪自動車等を除く。)の空気入ゴムタイヤの接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイビング、ブラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6ミリメートル以上の深さを有すること。
4. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものの原動機には、自動車が時速100キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。

3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める合図等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度を急に変更しなければならないこととなる場合であっても、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。
2. 車両(自転車以外の軽車両を除く。以下同じ。)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。(環状交差点における場合を除く。)
3. 車両の運転者が同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点から30メートル手前の地点に達したときである。

4. 車両の運転者が左折又は右折するときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点(交差点においてその行為をする場合にあっては、当該交差点の手前の側端)から30メートル手前の地点に達したときである。(環状交差点における場合を除く。)

問14 道路交通法に定める停車及び駐車等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合は、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
3. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
4. 車両は、火災報知機から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。

問15 道路交通法に定める交通事故の場合の措置についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、Aし、道路におけるBする等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故におけるC及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びにDを報告しなければならない。

- | | | |
|---|--------------------|---------------|
| A | 1. 事故状況を確認 | 2. 負傷者を救護 |
| B | 1. 危険を防止 | 2. 安全な駐車位置を確保 |
| C | 1. 死傷者の数 | 2. 事故車両の数 |
| D | 1. 当該交通事故について講じた措置 | 2. 運転者の健康状態 |

問16 道路交通法に定める自動車の法定速度についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量5,995キログラムの自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない片側一車線の一般道路においては、時速60キロメートルである。
2. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量7,520キログラムの自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)における最低速度は、時速50キロメートルである。
3. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量7,950キログラム、最大積載量4,500キログラムであって乗車定員2名の自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)においては、時速80キロメートルである。
4. 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量が4,995キログラムの自動車が、故障した車両総重量1,500キログラムの普通自動車をロープでけん引する場合の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない一般道路においては、時速40キロメートルである。

問17 貨物自動車に係る道路交通法に定める乗車、積載及び過積載(車両に積載をする積載物の重量が法令による制限に係る重量を超える場合における当該積載。以下同じ。)等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 積載物の高さは、3.8メートル(公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えてはならない。
2. 車両(軽車両を除く。)の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、当該車両の出発地を管轄する警察署長による許可を受けてもつばら貨物を運搬する構造の自動車の荷台上に乗車させる場合にあっては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。
3. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車を運転することを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨を命ずることができる。
4. 準中型自動車とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量3,500キログラム以上、7,500キログラム未満のもの又は最大積載量2,000キログラム以上4,500キログラム未満のものをいう。

4. 労働基準法関係

問18 労働基準法(以下「法」という。)に定める労働契約等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない。
2. 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が法第65条(産前産後)の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。
3. 法第20条(解雇の予告)の規定は、法に定める期間を超えない限りにおいて、「日雇い入れられる者」、「3ヵ月以内の期間を定めて使用される者」、「季節的業務に6ヵ月以内の期間を定めて使用される者」又は「試の使用期間中の者」のいずれかに該当する労働者については適用しない。
4. 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

問19 労働基準法(以下「法」という。)に定める労働時間及び休日等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。また、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

- 使用者は、法令に定める時間外、休日労働の協定をする場合には、時間外又は休日の労働をさせる必要のある具体的事由、業務の種類、労働者の数並びに1日及び1日を超える一定の期間についての延長することができる時間又は労働させることができる休日について、協定しなければならない。
- 使用者は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において法に定める労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。
- 使用者は、4週間を通じ8日以上の日を有する場合は、労働者に対して、毎週少なくとも2回の休日を与えるなければならない。

問20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める目的等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- この基準は、自動車運転者(労働基準法(以下「法」という。)第9条に規定する労働者であつて、Aの運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等のBを図ることを目的とする。
- 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないこととより、そのCに努めなければならない。
- 使用者は、季節的繁忙期その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時にD、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

- A 1. 四輪以上の自動車 2. 二輪以上の自動車
 B 1. 労働契約の遵守 2. 労働条件の向上
 C 1. 維持 2. 向上
 D 1. 休息期間を短縮し 2. 労働時間を延長し

問21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)において定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の拘束時間及び運転時間等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1人乗務で、隔日勤務には就いていない場合とする。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 使用者は、トラック運転者の1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)についての拘束時間については、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が13時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。
- 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該トラック運転者の住所における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
- 使用者は、トラック運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準告示第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。
- 使用者は、トラック運転者の連続運転時間(1回が連続5分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間)は、4時間を超えないものとする。

問22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間及び休憩時間の例を示したものであるが、このうち、連続運転の中断方法として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1.

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	乗務終了
	30分	10分	2時間	15分	30分	10分	1時間30分	1時間	2時間	15分	1時間30分	10分	1時間

2.

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	乗務終了
	1時間	15分	2時間	10分	1時間	15分	1時間	1時間	1時間30分	10分	1時間	5分	30分

3.

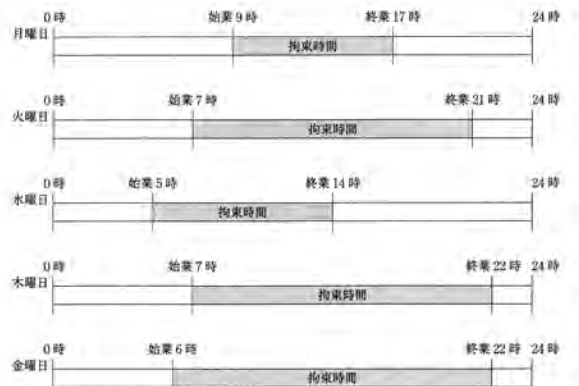
乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	乗務終了
	2時間	10分	1時間30分	10分	30分	10分	1時間	1時間	1時間	10分	1時間	10分	2時間

4.

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	乗務終了
	1時間	10分	1時間30分	15分	30分	5分	1時間30分	1時間	2時間	10分	1時間30分	10分	30分

問23 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

ただし、すべて1人乗務の場合とする。なお、解答にあたっては、下図に示された内容及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。



注) 土曜日及び日曜日は休日とする。

- 1日についての拘束時間が改善基準告示に定める最大拘束時間に違反する勤務はない。
- 1日についての拘束時間が15時間を超えることができる1週間についての回数は、改善基準告示に違反していない。
- 勤務終了後の休息期間は、改善基準告示に違反しているものはない。
- 水曜日に始まる勤務の1日についての拘束時間は、この1週間の勤務の中で1日についての拘束時間が最も短い。

5. 実務上の知識及び能力

問24 運行管理の意義、運行管理者の役割等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 運行管理者は、仮に事故が発生していない場合でも、同業他社の事故防止の取組事例などを参考にしながら、現状の事故防止対策を分析・評価することなどにより、絶えず運行管理業務の改善に向けて努力していくことも重要な役割である。

2. 事業用自動車の点検及び整備に関する車両管理については、整備管理者の責務において行うこととされていることから、運転者が整備管理者に報告した場合にあっては、点呼において運行管理者は事業用自動車の日常点検の実施について確認する必要はない。

3. 運行管理者は、運転者の指導教育を実施していく際、運転者一人ひとりの個性に応じた助言・指導(カウンセリング)を行うことも重要である。そのため、日頃から運転者の性格や能力、事故歴のほか、場合によっては個人的な事情についても把握し、そして、これらに基づいて助言・指導を積み重ねることによって事故防止を図ることも重要な役割である。

4. 事業者が、事業用自動車の定期点検を怠ったことが原因で重大事故を起こしたことにより、行政処分を受けることになった場合、当該重大事故を含む運行管理業務上に一切問題がなくても、運行管理者は事業者に代わって事業用自動車の運行管理を行っていることから、事業者が行政処分を受ける際に、運行管理者が運行管理者資格者証の返納を命じられる。

問25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車が追越しをするときは、前の自動車の走行速度に応じた追越し距離、追越し時間が必要になる。前の自動車と追越しをする自動車の速度差が小さい場合には追越しに長い時間と距離が必要になることから、無理な追越しをしないよう運転者に対し指導する必要がある。

2. 雪道への対応の遅れは、雪道でのチェーンの未装着のため自動車が登り坂を登れないこと等により後続車両が滞留し大規模な立ち往生を発生させることにもつながる。このことから運行管理者は、状況に応じて早めのチェーン装着等を運転者に対し指導する必要がある。

3. 運転中の携帯電話・スマートフォンの使用などは運転への注意力を著しく低下させ、事故につながる危険性が高くなる。このような運転中の携帯電話等の操作は法令違反であることはもとより、いかに危険な行為であるかを運行管理者は運転者に対し理解させて、運転中の使用の禁止を徹底する必要がある。

4. 平成28年中の事業用貨物自動車が第1当事者となった人身事故の類型別発生状況を見ると、「出会い頭衝突」が最も多く、全体の約半分を占めており、続いて「追突」の順となっている。このため、運転者に対し、特に、交差点における一時停止の確実な履行と安全確認の徹底を指導する必要がある。

問26 事業用自動車の運転者の健康管理及び就業における判断・対処に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、その結果に基づいて健康診断個人票を作成し3年間保存としている。また、運転者が自ら受けた健康診断の結果を提出したのものについても同様に保存している。

2. 事業者は、法令により定められた健康診断を実施することが義務づけられているが、運転者が自ら受けた健康診断(人間ドックなど)であっても法令で必要な定期健康診断の項目を充足している場合は、法定健診として代用することができる。

3. 配達業務である早朝の乗務前点呼において、これから乗務する運転者の目が赤く眠そうな顔つきであったため、本人に報告を求めたところ、連日、就寝が深夜2時頃と遅く寝不足気味ではあるが、何とか乗務は可能であるとの申告があった。このため運行管理者は、当該運転者に対し途中で眠気等があったときには、自らの判断で適宜、休憩をとるなどして運行するよう指示し、出庫させた。

4. 事業者は、ある高齢運転者が夜間運転業務において加齢に伴う視覚機能の低下が原因と思われる軽微な接触事故が多く見られたため、昼間の運転業務に配置替えをした。しかし、繁忙期であったことから、運行管理者の判断で点呼において当該運転者の健康状態を確認しつつ、以前の夜間運転業務に短期間従事させた。

問27 自動車の走行時に生じる諸現象とその主な対策に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

ア Aとは、路面が水でおおわれているときに高速で走行するとタイヤの排水作用が悪くなり、水上を滑走する状態になって操縦不能になることをいう。これを防ぐため、日頃よりスピードを抑えた走行に努めるべきことや、タイヤの空気圧及び溝の深さが適当であることを日常点検で確認することの重要性を、運転者に対し指導する必要がある。

1. ハイドロプレーニング現象 2. ウェットスキッド現象

イ Bとは、自動車の夜間の走行時において、自車のライトと対向車のライトで、お互いの光が反射し合い、その間にいる歩行者や自転車が見えなくなることをいう。この状況は暗い道路で特に起こりやすいので、夜間の走行の際には十分注意するよう運転者に対し指導する必要がある。

1. クリープ現象 2. 蒸発現象

ウ Cとは、フット・ブレーキを使い過ぎると、ブレーキ・ドラムやブレーキ・ライニングなどが摩擦のため過熱してその熱がブレーキ液に伝わり、液内に気泡が発生することによりブレーキが正常に作用しなくなり効きが低下することをいう。これを防ぐため、長い下り坂などでは、エンジン・ブレーキ等を使用し、フット・ブレーキのみの使用を避けるよう運転者に対し指導する必要がある。

1. ベーパー・ロック現象 2. スタンディングウェーブ現象

エ Dとは、運転者が走行中に危険を認知して判断し、ブレーキ操作に至るまでの間に自動車が走り続けた距離をいう。自動車を運転するとき、特に他の自動車に追従して走行するときは、危険が発生した場合でも安全に停止できるような速度又は車間距離を保って運転するよう運転者に対し指導する必要がある。

1. 制動距離 2. 空走距離

問28 自動車運送事業者において最近普及の進んできたデジタル式運行記録計を活用した運転者指導の取組等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、デジタル式運行記録計の記録図表(24時間記録図表や12分間記録図表)等を用いて、最高速度記録の▼マークなどを確認することにより最高速度超過はないか、また、急発進、急減速の有無についても確認し、その記録データを基に運転者に対し安全運転、経済運転の指導を行う。

2. 運行管理者は、大型トラックに装着された運行記録計により記録される「瞬間速度」、「運行距離」及び「運行時間」等により運行の実態を分析して安全運転等の指導を図る資料として活用しており、この運行記録計の記録を6ヵ月間保存している。

3. デジタル式運行記録計は、自動車の運行中、交通事故や急ブレーキ、急ハンドルなどにより当該自動車が一定以上の衝撃を受けると、衝突前と衝突後の前後10数秒間の映像などを記録する装置であり、事故防止対策の有効な手段の一つとして活用されている。

4. 衝突被害軽減ブレーキは、いかなる走行条件においても前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合に確実にレーダー等で検知したうえで自動的にブレーキが作動し、衝突を確実に回避できるものである。当該ブレーキが備えられている自動車に乗務する運転者に対しては、当該ブレーキ装置の故障を検知し表示による警告があった場合の対応を指導する必要がある。

問29 貨物自動車運送事業者の運行管理者は複数の荷主からの運送依頼を受けて、下のとおり4日にわたる2人乗務による運行計画を立てた。この2人乗務を必要とした根拠についての次の1～3の下線部の運行管理者の判断について、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、<4日にわたる運行計画>及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

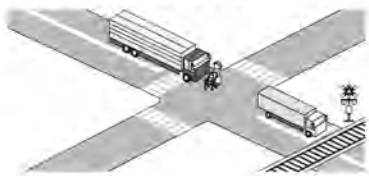
<4日にわたる運行計画>

前日	当該運行の前日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。											
1日目	出発時刻 6時00分	乗務前点呼(営業所) 6時30分	運転	荷積み	運転	休憩	運転	休憩	運転	荷下ろし	乗務後点呼 19時45分	終業時刻 20時00分
2日目	出発時刻 4時30分	乗務前点呼 4時30分	運転	荷積み	運転	休憩	運転	中間点呼 16時45分	運転	荷下ろし	乗務後点呼 17時00分	終業時刻 17時00分
3日目	出発時刻 4時30分	乗務前点呼 4時30分	運転	荷積み	運転	休憩	運転	中間点呼 16時45分	運転	荷下ろし	乗務後点呼 17時00分	終業時刻 17時00分
4日目	出発時刻 5時30分	乗務前点呼 5時30分	運転	荷積み	運転	休憩	運転	中間点呼 21時30分	運転	荷下ろし	乗務後点呼 22時00分	終業時刻 22時00分

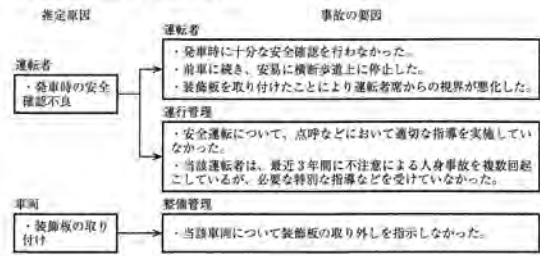
1. 1人乗務とした場合、1日についての最大拘束時間及び休息期間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
2. 1人乗務とした場合、すべての日を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準告示に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
3. 1人乗務とした場合、連続運転時間が改善基準告示に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。

問30 運行管理者が次の事業用大型トラックの事故報告に基づき、この事故の要因分析を行ったうえで、同種事故の再発を防止するための対策として、最も直接的に有効と考えられる組合せを、下の枠内の選択肢(1～8)から1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、【事故の概要】及び【事故の推定原因・事故の要因】に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【事故の概要】
当該運転者は、当日早朝に出動し運行管理者の電話点呼を受けたのち、貨物の納入先へ向け運行中、信号機のない交差点に差しかかり、前方の普通トラックが当該交差点から約10メートル先の踏切で安全確認のため一時停止したため、それに続いて当該交差点の横断歩道上に停止した。その後前方のトラックが発進したことをうけ、車両前方を母子が横断していることに気付かず発進し、母子と接触し転倒させた。この事故により、母親とベビーカーの子供が重傷を負った。
なお、当該車両にはフロントガラス下部を覆う高さ約30センチメートルの裝飾板が取り付けられていた。
・事故発生：午前10時20分
・天候：晴れ
・道路：幅員8.0メートル
・運転者：45歳 運転歴14年



【事故の推定原因・事故の要因】



【事故の再発防止対策】

- ア 対面による点呼が行えるよう要員の配置を整備する。
- イ 裝飾板等により運転者の視界を妨げるものについては、確実に取り外させるとともに、裝飾板等取り付けが運転者の死傷要因となることを運転者に対して、適切な指導を実施する。
- ウ 運転者に対して、交通事故を惹起した場合の社会的影響の大きさと過労が運転に及ぼす危険性を認識させ、疲労や眠気を感じた場合は直ちに運転を中止し、休憩するよう指導を徹底する。
- エ 事故惹起運転者に対して、安全運転のための特別な指導を行うとともに、適性診断結果を活用して、運転上の弱点について助言・指導を徹底することにより、安全運転のための基本動作を励行させる。
- オ 運転者に対して、運行開始前に直接見ることができない箇所について後写鏡やアンダーミラー等により適切な視野の確保を図ったうえで、発車時には十分な安全確認を行うよう徹底する。
- カ 過労運転の防止を図るため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に違反しない乗務計画を作成し、運転者に対する適切な運行指示を徹底する。
- キ 安全運転教育において、横断歩道、交差点などの部分で停止しないよう徹底するとともに、横断歩道に接近する場合及び通過する際に、横断しようとする者がいないことを確実に確認するよう徹底する。
- ク 運転者に対して、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを正しく理解させ、定期的な健康診断結果に基づき、自ら生活習慣の改善を図るなど、適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。

- | | |
|------------|------------|
| 1. ア・イ・オ・ク | 2. ア・イ・カ・キ |
| 3. ア・オ・キ・ク | 4. ア・ウ・オ・キ |
| 5. イ・ウ・エ・カ | 6. イ・エ・オ・キ |
| 7. ウ・エ・キ・ク | 8. ウ・エ・オ・カ |

平成30年度

第2回 運行管理者試験問題正答表(貨物)

(平成31年3月3日実施)

問1	問2	問3	問4	問5
3	A:1, B:1 C:2, D:1	2, 4	2, 3	2, 3
問6	問7	問8	問9	問10
4	2	2	3, 4	1
問11	問12	問13	問14	問15
A:2, B:1 C:2, D:1	4	2, 4	1, 3	A:2, B:1 C:1, D:1
問16	問17	問18	問19	問20
3	3	3	4	A:1, B:2 C:2, D:2
問21	問22	問23	問24	問25
2, 3	2, 3	2	適 1, 3 不適 2, 4	1, 2, 3
問26	問27	問28	問29	問30
適 2 不適 1,3,4	A:1, B:2 C:1, D:2	適 1 不適 2,3,4	3	6

睡眠時無呼吸症候群 (SAS) を 正しく理解し検査をしましょう

新年度のSAS検査をご準備ください。

SAS対策を知る

トラック・バス・タクシー等
運輸業界のための

SAS対策Q&A50

睡眠時無呼吸症候群

A5版・155頁 定価:本体1,300円(税別)

国土交通省発出『自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～SAS対策の必要性と活用～(2015年8月)』の執筆に関わった著者の本



SASに関して『SASとは何か?』『どんな症状なのか?』の基本から、検査の準備と進め方、検査結果の見方、SASと判定されたその後の治療や対応策などこれまでOCHISに多く問い合わせをいただいたみなさんの疑問を解説と具体的な問い合わせQ&Aをおりませ睡眠時無呼吸症候群の理解を深めます。

内容

- 解説編 ● SASとは? ● SASの症状 ● SASと健康起因事故との関連性
- Q & A ● 検査前の準備 ● 検査対象者の抽出方法 ● 検査結果と判定
● 医療機関のかかり方 ● SASと判定されたら ● 医師への意見の求め方
● SAS確定者への指導教育と活用

運輸事業者様の取り組みとSAS治療体験者の声

健診後のフォロー をサポート

『運輸ヘルスケアナビシステム®』 も併せてご検討ください。



全ト協
受託事業

(公社)全日本トラック協会の業務委託を受け、定期健康診断の事後措置の徹底を図る支援の一環として、トラック事業者に特化した「運輸ヘルスケアナビシステム®」SAS検査とともに、ぜひご利用ください。

(公社)全日本トラック協会 運輸ヘルスケアナビシステム®受託機関・SAS対策事業指定機関
(一社)大阪府トラック協会 SAS検査受託機関



NPO法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)

大阪市城東区嶋野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階

ヘルスケアネットワーク

検索

〒536-0014

TEL: 06-6965-3666

FAX: 06-6965-5261

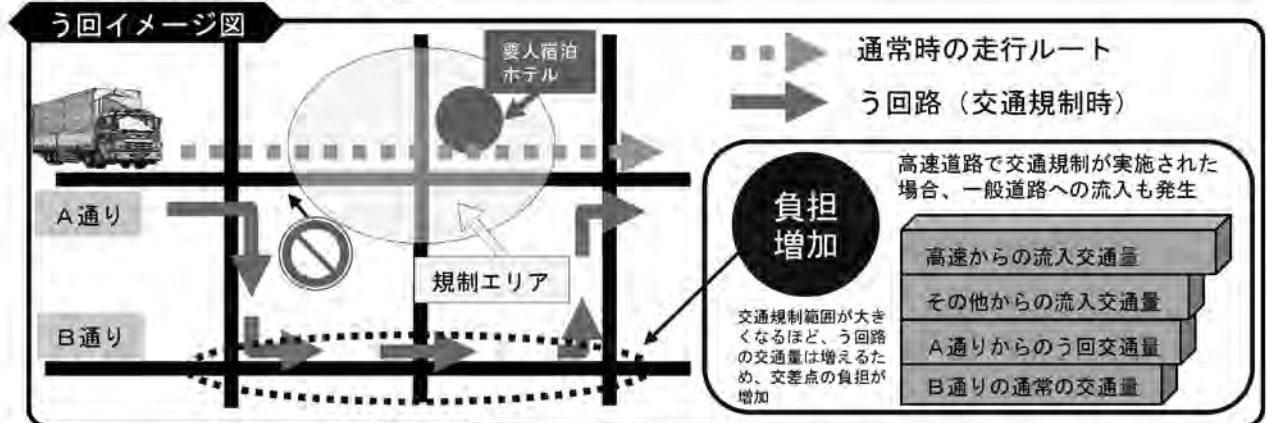
URL: <https://www.ochis-net.jp/>

E-mail: sas@ochis-net.com

G20大阪サミット開催に伴う交通対策協力依頼

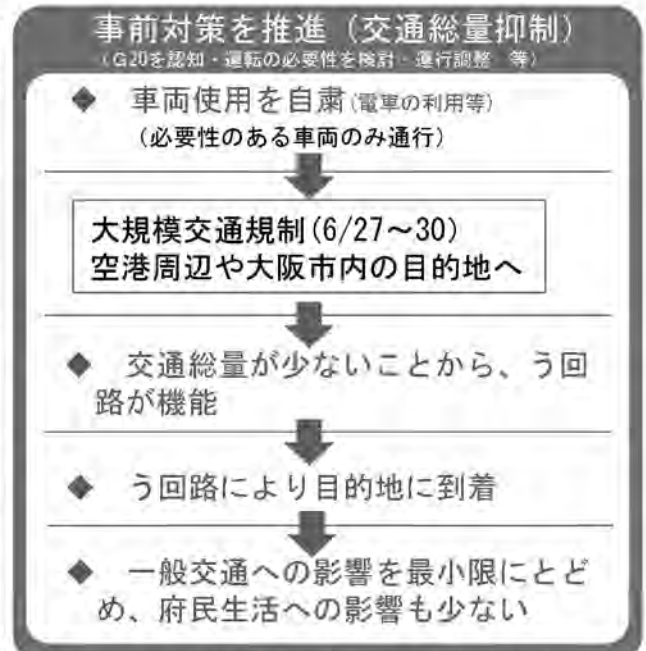
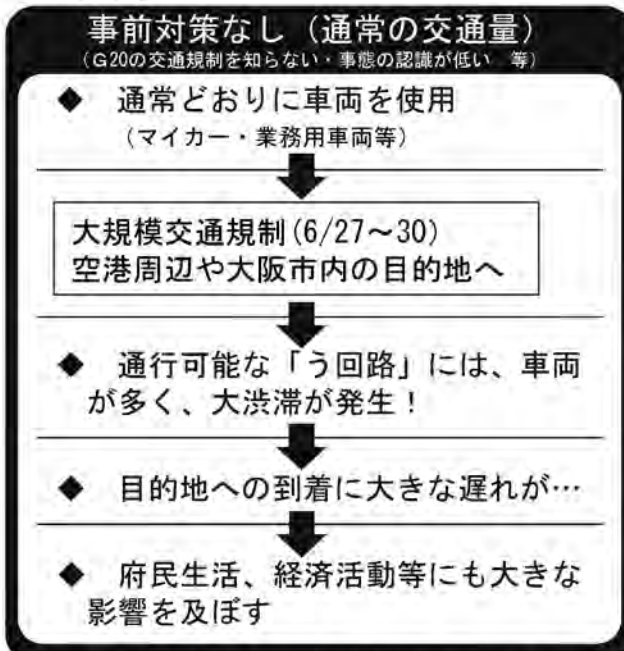
交通規制に伴う「う回」について

G20大阪サミットでは、各国要人の車列が通行する際、交通規制が実施される。
一般車両は、規制された道路を通行することができないため、それ以外の道路を通行する「う回」措置をとることとなる。



事前対策の有無を比較

大規模な交通規制を実施する場合、事前の交通総量抑制対策の有無によって、結果が大きく異なる。

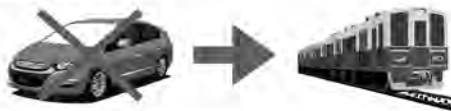


う回路を機能させ、一般交通に与える影響を最小限にとどめるためには、事前対策が重要
➡ 具体的対策は裏面

具体的対策例（各企業・個人でできること）

◆ マイカー利用の自粛

電車の利用



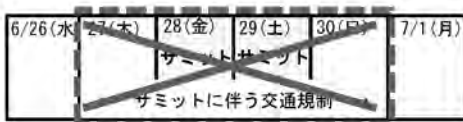
プライベートで
出かける際は、
電車を利用

～ 例 ～

- ◆ 28日(金)のマイカー通勤
→ 電車での通勤に変更
- ◆ 29日(土)の家族サービス
→ 電車で行楽地や商業施設へ

◆ 業務用車両の運行調整（平日通常時の交通量の50%削減を目標）

運行期間の変更



物品の納品等は開催日両日及びその前後計4日間（6月27日～30日）以外（前後）へのシフト

運行時間の変更



運行期間の調整
が困難な場合は
時間の調整
（深夜・早朝への
シフト）

深夜・早朝への時間帯の変更

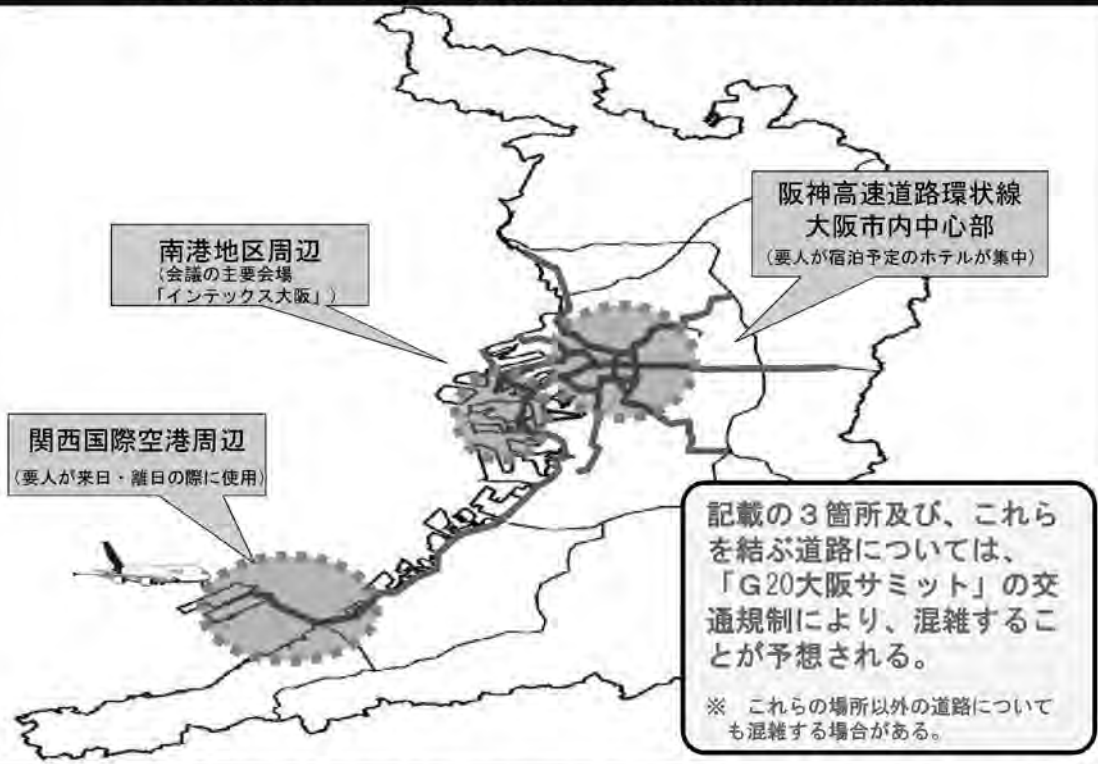
ナンバープレート による調整

末尾番号の奇数・偶数
により走行車両を調整

(例)
業務用車両を一定台数以上保有する企業等においては、ナンバープレート末尾番号の奇数・偶数で運行を調整
6/27, 29 末尾奇数番号が運行
6/28, 30 末尾偶数番号が運行

これらの例をはじめとした交通総量抑制対策を推進していく必要がある

G20大阪サミット開催に伴う混雑予想箇所



サミット開催両日及びその前後の計4日間は交通規制の影響を受けることとなります
混雑予想箇所を参考に日程の変更・時間の変更を含めた調整を！



走りだそう 新しい未来へ

無事故・無違反優良ドライバーコンクール

2019年度

(コンクール実施期間) 2019年4月1日～2020年3月31日

近畿交通共済協同組合では、安全運転の模範となる優良なドライバーを表彰する「無事故・無違反優良ドライバーコンクール」を毎年実施しています。コンクール実施期間において無事故・無違反を達成したドライバーには賞状・記念品を贈呈します。

2019年度

無事故・無違反ドライバーコンクール実施要領

1. 応募資格

2019年4月1日現在 近畿共済に契約のある組合員

2. 応募方法

2019年4月末日までにエントリー用紙を共済宛てに FAX してください。

3. コンクール表彰対象ドライバー

- ① 2019年4月1日～2020年3月31日の1年間在職者
- ② コンクール期間中、無事故・無違反である者
- ③ 営業用自動車の運転業務に専従している者

※ 1組合員の参加ドライバーの人数は2019年4月1日現在の対人共済契約台数が上限となります。

4. 達成者の確認

コンクール期間終了後、エントリーいただきました組合員から下記①～②の書類提出をお願いします。(2020年4月頃に共済より取り付け書類の案内をいたします)

- ① 達成ドライバーの「運転記録証明書」
- ② 達成ドライバー推薦用紙

5. 贈呈の内容

- ① 達成者されたドライバー全員に賞状と記念品を贈呈します
- ② 応募された組合員に記念品を贈呈します。

お問い合わせは 事故防止サービス課 06-6965-2826



自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は貨物自動車運送事業者が相互扶助の精神のもと、組織された共済組合です。
お問い合わせ・連絡先 契約サービス課 (06-6965-2824) まで

D.K 大貨健保のページ

平成 31 年度 保健事業のお知らせ

大貨健保では、平成 30 年度もさまざまな保健事業を実施します。
加入員の皆様の健康管理や福利厚生に、ぜひお役立てください。

健診助成金

～契約医療機関で受診する場合～

健診の種類	助成金額	対象者
生活習慣病予防健診	7,000円	・全被保険者 ・30歳以上の被扶養者
胃健診	6,000円	
乳がん健診	2,500円	
子宮がん健診	2,500円	
腫瘍マーカー がんセット検査	2,500円	
腫瘍マーカー 前立腺検査	1,000円	
半日・1泊人間ドック	20,000円	35歳以上

同生人
時活間
受習ド
診慣ッ
の病ク
場予ま
合防た
に健は
助診は
成と

～定期健康診断を受診の場合～

健診データ提供料	2,000円 (大ト協の移動健診は1,000円)	全被保険者
----------	-----------------------------	-------

～特定健康診査～

特定健康診査(特定健診)	全額 (受診者負担なし)	40歳以上の被扶養者
--------------	-----------------	------------

データヘルス事業

「高血圧症」「糖尿病」について、治療が必要な方に対して冊子の配布や電話相談等を行い、重症化予防を図ります。

特定保健指導

メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための目標を設定し、継続的に実行できるよう専門スタッフが支援します。※対象者は健診結果から判定

インフルエンザ予防接種補助

年度内 1 名につき 1,500 円(上限)

契約保養施設利用の補助金

被保険者 3,000 円
被扶養者(3 歳以上) 1,500 円
※連泊の場合は 2 泊まで

子育て支援事業

第 1 子が誕生されたご家庭へ、育児情報誌を配布します。

満 65 歳になられた方へ

医療や健康などの情報誌を配布します。
また、アンケートによる電話相談等を行います。

詳しくは大貨健保のホームページをご覧ください。
健康管理センター ☎06-6965-4056 へお電話ください。

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

『給付表』

口数 月額 掛金	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
加入年数	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

- 委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)

委託保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合（平成14年7月4日現在）による保険契約上の責任を負います。（委託会社および委託割合は変更されることがあります。）

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

昨年のノーベル医学・生理学賞は京都大学の本庶佑特別教授が、がんの免疫療法の開発によって受賞しました。ところが、米国立がん研究所の小林久隆主任研究員が開発した「光免疫療法」が世界的に注目されています。

光免疫療法が脚光を浴びるきっかけとなったのは、2012年にアメリカのオバマ前大統領が行った一般教書演説でした。オバマ前大統領は正常な細胞に影響を当てないでがん細胞だけを殺すことができる画期的な治療法として、光免疫療法をアメリカの偉大な研究として紹介しています。

光免疫療法の原理は次のようになっています。

マウスの抗体の中にはがん細胞だけと結合するものがあります。そうした抗体に近赤外光線に反応する物質を結合したうえで体内に注入。抗体ががん細胞に結合したタイミングを計って光を当てると、化学反応によって発生する熱でがん細胞を破壊するというわけです。

アメリカでは、すでに15年から、再発した頭

頸部のがんの患者さんを対象に臨床試験が進められています。アメリカでの臨床試験の結果をみると、15人の患者さんのうち7人はがんが消滅しました。

11年に『ネイチャー・メディシン』に発表された研究によると、がんになったマウスの80%が完治しています。オバマ前大統領は、この研究結果を受けて一般教書演説を行ったのです。

ちなみに、日本でも18年3月から国立がん研究センター東病院で、アメリカと同じように再発した頭頸部のがんの患者さんを対象に臨床試験がスタートしています。

小林氏によると、頭頸部のがんの次は肺がん、前立腺がん、乳がん、膵臓(すいぞう)がんなどを対象とした光免疫療法を計画しています。光免疫療法によるがんの治療とともに、ノーベル医学・生理学賞の受賞にも期待したいものです。

(山野医療専門学校副校長・中原英臣)

漢字クロスワードパズル

【問題】

マス目に入るのはすべて漢字です。
A～C、D～Fでできる三字熟語2つは何でしょう？



【タテのカギ】

- 2 彼は、素直で感じのいい若者だね
- 3 今から見て、たいへんに遠い過去
- 4 ○○、算数、理科、社会
- 5 もう社会人だ、この心持ちではダメだ
- 6 トゥデー。昨日と明日のあいだ
- 7 ある地域の特産品などを販売する行事
- 8 純粹で混じり気なし。灘の○○○
- 9 サンデーの次の日ですね
- 11 隊などが活動のために出かけること
- 12 租税などを物でおさめる。←金納
- 14 文章を書くことを、仕事にしています
- 15 既存の支配機構を、否定する立場だ
- 17 動物の体を支える、ほねぐみです
- 19 奉行が言う「これにて一件○○」
- 21 チャイルドのためのルームだよ
- 22 おなじ時期。おなじ年月を共にする
- 24 身なり。衣服をつけたよそおい
- 25 身辺を護衛するために雇われた者
- 26 ←悪質

【ヨコのカギ】

- 1 おなじ物が好きな仲間が集まった会
- 4 日本の詩歌や小説などを研究する学問
- 6 いまは昔…の書き出しで始まる説話集
- 8 誕生日を、年から正確に記して下さい
- 10 「のんき」な性格だと言われます
- 11 展示会に出して見てもらう物のこと
- 13 序文などを除いた、書物の主となる文
- 15 力が働く時、その反対方向に起きる力
- 16 遺骨を、壺や墓におさめる
- 18 欧文文字を、手で書くときの書体だ
- 20 古民家の「こうし」戸を開ける
- 22 おなじ業種。○○他社と競合になった
- 23 会社や学校で定められた服を着ること
- 27 機械などの中心となる部分をこう言う
- 28 会派などを代弁する者として質疑する
- 29 強いものがさらに強く…鬼に○○だ

(出題・黒須和道)

近畿地区軽油価格調査集計表(平成31年1月分)

全ト協調ベ

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	104.68	92.25	99.55

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JXTGエネルギー	99.19	91.54	100.97
出光	103.33	93.72	97.56
昭和シェル	120.23	92.36	96.50
エクソンモービル			
キグナス	115.00	89.58	
コスモ	112.00	91.90	103.20
その他	100.78	93.26	98.43

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	105.30	92.18	100.05
30～50キロリットル未満	94.70	92.63	94.80
50～100キロリットル未満		100.40	97.50
100キロリットル以上		90.49	

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	109.20	93.58	99.57
30～60日未満	104.59	91.58	99.37
60日以上	92.20	96.08	101.10

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2018年9月	112.24	103.59	110.89
2018年10月	115.33	108.57	114.84
2018年11月	112.97	102.65	110.85
2018年12月	103.70	94.50	103.49
2019年1月	104.68	92.25	99.55

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり) (平成31年1月度)

大ト協調ベ

※消費税抜き価格です

項目	スタンド買い		ローリー買い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エネオス	104.2	93.9	91.7	87.5
出光	102.3	96.0	93.3	90.3
昭和シェル	102.0	99.0	90.9	88.9
モービル	102.5	101.9	94.6	92.6
エッソ	112.5	109.0	94.0	94.0
ゼネラル			91.5	91.5
キグナス				
コスモ	103.3	96.7	92.1	88.0
その他	102.1	93.5	93.2	88.5
全社	(加重平均値)103.4	(最低価格)93.5	(加重平均値)92.5	(最低価格)87.5

府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事前届出					
		件数			台数		
		11月	12月	1月	11月	12月	1月
特別積合せ	増車	36	35	33	91	80	80
	減車	26	27	36	43	76	105
一般	増車	(14)765	(5)692	(8)652	(75)1,304	(30)1,091	(101)1,085
	減車	638	585	547	1,036	973	878
特定	増車		1			1	
	減車						
合計	増車	(14)801	(5)728	(8)685	(75)1,395	(30)1,172	(101)1,165
	減車	664	612	583	1,079	1,049	983

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

◎運行管理者等指導講習業務

(平成31年1月末現在)

区 分 年 月	一 般 講 習				基 礎 講 習		特 別 講 習	
	開催回数	受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
平成31年1月	0	0	0	0	2	210	1	21
平成30年度累計	16	1,825	447	2,272	7	971	4	79

◎適性診断業務

(平成31年1月末現在)

区 分 年 月	受 診 者 数						合 計
	任 意		義 務				
	一般	特別	初任	適 齢	特定Ⅰ	特定Ⅱ	
平成31年1月	816	0	407	35	3	0	1,261
平成30年度累計	8,872	2	4,025	439	71	3	13,412

🌸 お悔やみ申し上げます 🌸

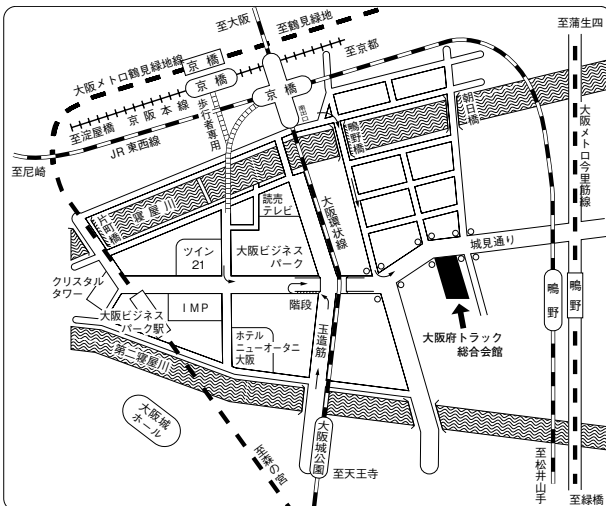
(株)京神物流(松原市天美我堂3ノ36=南大阪支部) 社長 ご尊父 山口晃司殿、2月4日死去、83歳。葬儀は2月6日午後1時半から大阪市平野区瓜破東4ノ1ノ83の葬儀会館 仏光殿にて執り行われた。

八幸運輸(株)・(有)中小司運送店(泉佐野市湊4ノ5ノ25=泉州支部) 社長 ご尊父 中小司進殿、2月25日死去、88歳。葬儀は2月27日午前11時から泉佐野市中庄1090ノ1の泉佐野セレモ平安にて執り行われた。

(有)泉北運輸(泉北郡忠岡町新浜2ノ5ノ6=泉州支部) 社長 ご尊父 與儀宗吉殿、2月18日死去、73歳。葬儀は2月21日午前11時から泉大津市池浦町5ノ14ノ15のシティホール泉大津にて執り行われた。



大阪府トラック総合会館



● 交通のご案内 ●

- JR大阪環状線・・・
「京橋」南出口徒歩約10分・
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・
「京橋」南出口徒歩約10分・
「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ鶴見緑地線・・・
「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・
「鳴野」徒歩約15分

本日の理事会は昨年10月16日以来、約4ヵ月ぶりの開催ですが、その間世界の政治・経済情勢は不透明感が強まっています。米中貿易摩擦の交渉期限は3月1日となっていますが、ハイテク技術を巡る安全保障上の問題もからみ、予断を許しません。その影響もあり中国の経済は減速しており、今後の世界経済への影響が懸念されます。また、米国では上院・下院のねじれによる議会運営の停滞や、3月29日に迫った英国のEU離脱問題の期限切れも先行きへの波乱要因となっています。

さて、2月14日に発表された我が国の昨年10～12月の実質GDPは、年率プラス1.4と2四半期ぶりにプラスとなり、7～9月に相次いだ自然災害の影響から脱し、設備投資、住宅投資、個人消費が回復するなど、我が国経済は緩やかな拡大基調を維持しています。ただ、関西は中国との貿易比率が高いことが今後の懸念材料となっています。

なお、このところ大手陸運企業の昨年12月期の業績発表が相次いでいます。ほとんどの社が増収・増益となっており、その背景として人件費の上昇や、高止まりする軽油価格といったコストアップ要因の、運賃・作業料への転嫁が進んだことを挙げています。今後は中小事業者段階での適正運賃の収受が課題となります。ドライバーの確保には作業環境・作業条件の改善が不可欠であり、その原資を確保する必要があります。ドライバー不足と物流の増加により求車が求貨を上回り、スポット運賃動向を示すWebKitの指数は高水準で推移していることから、荷主の理解を得るよう粘り強い交渉姿勢で臨むべきと考えます。

最近、いろいろところで「仕事はあるが人手が足りない」という声を耳にします。大阪府トラック協会が「理事会社」を対象に実施した、昨年10月～12月の景況感調査によると、ドライバーが「不足」と「やや不足」をあわせ74.1%に達しています。先行きについても「不足・やや不足」をあわせると79.6%となっており、本格的な対策を講じないと、事業の拡大どころか継続すら難しい状況となります。

なお、昨年6月に「働き方改革法案」が成立し、トラック運送業界は5年間の猶予期間の後、2024年4月以降、罰則規定付きで年間残業時間960時間が上限として規定されます。また、2023年4月には割増賃金率50%が中小企業に適用されます。

ところが厚労省の監督報告によると、2017年の実態は労働基準法違反が8割強、改善基準告示違反が7割弱というのが実態です。このギャップを埋めるには法的根拠が不可欠であることから、全日本トラック協会では坂本会長の強力なリーダーシップの下、昨年12月8日、「改正貨物自動車運送事業法」を成立させました。

私たちは一昨年11月に施行された「新標準運送約款」と、「改正貨物自動車運送事業法」をテコとして、「働き方改革法案」に準拠することが必要です。なお、国交省では目下、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナー」を全国5都市で開催していただいております。大阪では去る2月15日に続き、今回は3月22日（金）に開催される予定です。

一方、労働組合（運輸労連）からは、「労働時間短縮が賃金ダウンにつながることを懸念する。従業員の労働環境を改善するには、罰則付き上限規制で削減される時間外労働手当の原資を、基本給に組み入れることが必要」といった声が出ています。これは「生産性の向上」か、「時短による賃金ダウンに見合う運賃値上げ」をしない限り困難です。事業者は相当な覚悟と決意を持って対処することが必要です。

次に、2025年国際万博の開催地が、昨年11月、大阪・夢洲に決定し、今年から準備が本格化します。最大の懸案事項は1250億円の開催費用のうち、経済界が負担する400億円をどう調達するかです。

なお、今年は国家的行事として4月30日に天皇陛下の退位、5月1日の皇太子殿下の即位と改元、そして10月22日には皇太子即位の礼（礼正殿）の儀があり、世界から元首級の来日が見込まれます。

そして今年4月7日、21日に統一地方選挙、並びに衆議院議員補欠選挙が大阪12区、沖縄3区、そして7月には参議院議員選挙があります。また、11月に大阪府知事・大阪市長が任期満了となりますが、大阪都構想を巡る住民投票の実施時期を巡りもめており、場合によると4月、ダブル選挙に踏み切る可能性も喧伝されています。

そしてスポーツでは、ラグビーワールドカップが9月20日の東京での日本対ロシア戦を初戦として、11月2日の決勝戦に向け48試合が、関西を含め全国で開催されます。

なお、今年前半における関西の最大のイベントは、6月28日～29日、大阪南港・インテックス大阪で開催される我が国初のG20大阪サミットです。大会期間中にはトランプ大統領やプーチン大統領、習近平・中国国家主席をはじめ、各国首脳と関係者約3万人の参加が見込まれています。そしてセキュリティ対策上、6月27日～30日の4日間、大阪市内では厳しい交通規制が行われます。詳細は未だ分かりませんが、大阪府警やG20事務局は50%削減を予告しています。この影響は近隣府県の事業者にも及びますので、今後、連絡を密にして行きたいと考えています。

G20サミットや万博の開催は国内外から賑わいをもたらす大歓迎ですが、それに伴う交通規制や渋滞が物流に及ぼす影響について、しっかりと対策を考えていただく必要があります。今後とも関係当局との連携を密にして、近畿トラック協会メンバーとの情報共有に努めてまいります。

なお、現在、トラック輸送業界でも女性の活用の必要性が叫ばれていますが、全日本トラック協会では一昨年の12月14日、20都道府県のトラック協会女性組織を以て、全日本トラック協会女性部会が発足し、現在は26都道府県にまで広がっています。そして本年度は各ブロックにおいて研修会が順次開催されており、北海道、東北、中部に続いて、2月8日、近畿ブロック研修会が開催され、私は女性が活躍する基盤整備が必要であると挨拶いたしました。そして私は女性部会が出来るだけ早い時期に、全国を網羅する組織として発展されることを期待しています。

安全に、
ものを届ける
トラックは、

安心も、
いっしょに
運んでいます。



国内貨物輸送の90%を担うトラック。あなたの笑顔と出会うため、
幸せを運ぶため、これまでもこれからも、しっかりとハンドルを握り続けます。

くらし
トラックは生活と経済のライフライン



トラ坊
(-社)大阪府トラック協会
シンボルキャラクター

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 **大阪府トラック協会**
専務理事 滝口 敬介

3月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

高齢歩行者の 死亡事故が多発！

本年の交通事故死者

20人のうち、10人が歩行者



そのうち、

8人が高齢者

(平成31年2月24日現在)

ドライバーの皆さん

- 信号機のある交差点では、必ず信号を守り、青信号で通行する場合でも、歩行者や自転車の横断等に十分注意しましょう！
- 信号機のない横断歩道で、歩行者がいれば、必ず一時停止し、歩行者に横断を促すハンドサインを実践しましょう！

「横断歩道ハンドサイン運動」実施中
～ 車も歩行者も手で合図 ～

必ず送ろう
ハンドサイン



人がいれば
必ず止まろう

LINE@で
交通安全情報発信中！
QRコードから是非登録を！



カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	2,380	2,342	2,164	2,144	2,000
死者数	24	29	19	21	21
負傷者数	2,993	2,901	2,666	2,684	2,514

● 各年の1月末までの確定値

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
件数	162	162	128	138	125
死者数	1	5	2	2	0
負傷者数	197	186	149	186	152

● 各年の1月中の確定値

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
件数	162	162	128	138	125
死者数	1	5	2	2	0
負傷者数	197	186	149	186	152

注：件数は事業用貨物自動車1台となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

通 報

大ト協第340号
平成31年3月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

2019年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成制度について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では輸送の安全確保、事故防止等に万全を期するため、ドライバー等従業員の皆様に対しまして、安全意識の高揚、運転知識・技能の向上等の教育の一助とするため、安全教育訓練を下記要領にて実施するとともに、受講料一部を助成いたしますので是非ご利用ください。

記

1. 助成対象研修施設

(1) 特定研修施設

一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター

(2) 指定研修施設

自動車安全運転センター 安全運転中央研修所
クレフィール湖東 交通安全研修所
総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道
総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前
総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城
総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま
総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉
総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原
総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原
総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI
総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ
総合交通教育センター ドライビングアカデミー石原
総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA
総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI

2. 研修日程

「別表1」、「別表2」のとおり（クレフィール湖東、ドライビングアカデミーABO S H I、以外の研修施設の日程については大ト協ホームページに掲載しております。

ホームページをご覧ください。下記までお電話でお問い合わせください。）

大阪府トラック協会 交通・環境部 TEL:06-6965-4033

3. 助成枠確保申請 FAX 受付期間

2019年4月1日（月）～2020年2月28日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきます。

（終了の際は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）

※各研修施設への研修受講予約については3月8日（金）開始です

4. 受講申込および助成金の申請・交付手順

① 受講を希望する施設・日程等を確認のうえ、直接研修施設に連絡いただき、受講予約をしてください。

※「別表3」の各施設お問い合わせ先を参照

② 研修施設にて受講予約をされた方は、「様式1」をご記入の上、大ト協交通・環境部宛に FAX（06-6965-4029）にて助成枠の確保をしてください。

※受講申込書を兼ねているため、速やかに FAX してください。

③ 研修施設からの案内に従い受講手続きを行い、研修を受講して下さい。

④ 研修終了後、速やかに助成申請書類（下記5. 実施報告書提出書類）を下記（大ト協 交通・環境部）まで提出してください。

※受講後、原則として1週間以内に提出して下さい。

⑤ 助成金が交付されます。

※ 助成金枠の確保の手続き（上記手順②）をせず、研修受講後に助成金の申請をされた場合は助成できません。ご注意ください。

※ ②の FAX 後に受講日・受講者が変更となった場合・受講および助成枠をキャンセルされる場合は速やかに、研修施設および大ト協 交通・環境部の両方に連絡してください。

5. 実施報告書提出書類

① ドライバー等安全教育訓練助成申込み書兼実施報告書（助成申請書）（様式1）
※訂正等の際には修正液を使用しないでください。（訂正印等で対応してください）

② 研修修了証の写し 例 クレフィール湖東受講分は水色のカードサイズのもの

③ 研修参加報告書（様式2）

④ 暴力団排除にかかる誓約書（様式3）

※2019年度中に他の助成事業を利用の際等、すでにご提出いただければ提出不要

⑤ 受講料にかかる領収証の写し（振込み明細書等でも可）

○ 助成申込先（郵送可）

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会・交通・環境部

TEL 06-6965-4033

6. 助成対象受講者

大阪府下事業所在籍の従業員に限る。

※他の府県の事業所に在籍する従業員は助成対象外です。

7. 助成額

○一般研修・特別研修・・・上限は受講料の1/2（別表1、2参照）

例）クレフィール湖東で一般研修（50,652円）を受講した場合

助成額：受講料（50,652円）×1/2=25,326円

100円未満切り捨て（25,300円）

25,300円

※研修施設までの交通費や研修前および研修後の宿泊費・食費等については対象外です。また、研修中における受講者本人の個人的な支出等も対象外です。

※10月以降の受講料及び助成額については、消費税増税が決定次第、掲載致します。

8. 助成（利用）制限

多くの事業者のみなさまにご利用いただくため、勝手ではございますが、1社当たりの助成人数を制限させていただいております。

1社当たりの助成人数

特別研修 ----- 2名以内

一般研修 ----- 2名以内

（合計4名以内）

陸 災 防 通 報

陸 災 防 大 第 6 6 号
平 成 3 1 年 2 月

会 員 各 位

大阪労働局長・登録講習機関第10号
登録満了日：平成31年12月24日
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

「安全衛生推進者養成講習」 開催のご案内

労働安全衛生法第12条の2では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者養成講習修了等の有資格者の中から、安全衛生推進者を選任することが、義務づけられております。

つきましては、有資格者を養成するために当支部では大阪労働局長より機関登録を受けておりますので、この機会にぜひ従業員に資格取得をされますようご案内申し上げます。

1. 講習日程

	月 日		時 間
学 科	1 日 目	平成 31 年 4 月 12 日 (金)	9:00~17:20
	2 日 目	平成 31 年 4 月 13 日 (土)	9:00~12:20

2. 場 所

大阪市城東区鳴野西 2-11-2 大阪府トラック総合会館

3. 受 講 料

陸 災 防 会 員 10,000 円 (テキスト代等は、当支部が負担)

非 会 員 13,000 円 (テキスト代・表示プレート代の 3,000 円を含む。)

4. 申込み要領

- (1) 締切り日までに、必要書類一式(申込書、写真2枚[紙カラーコピー不可]、受講料を添えてご提出ください。

申込書提出締切日	平成 31 年 3 月 28 日 (木)	9:00~17:00
----------	----------------------	------------

締切り日までに必要書類の提出がない場合は、申込みを取り消させていただきます。
既納の受講料等は、欠席の場合を含め、取り消しがあっても返金いたしません。

(2) 申込み先

当支部または各分会(トラック協会所属支部)まで直接あるいは郵便(現金書留)等によりご提出ください。

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2 大阪府トラック総合会館内
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部
電話 06-6965-4035

(3) 申込用紙

当案内の末尾ページに添付しているもの又はホームページに掲載しているものをご活用ください。(A4サイズ用紙)

ホームページ <https://www.truck.or.jp>

5. 定 員 100名 ※ 定員に達し次第締め切らせていただきます。
6. 修了証 2日間講習を受講された方に修了証及び安全衛生推進者表示プレートを交付致します。

7. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、原則として修了証の交付はできません。なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

8. その他

- ・筆記用具（鉛筆・消しゴム）を必ず持参してください。
- ・講習会場への車でのご来場は、ご遠慮ください。

【カリキュラム】

【1日目】

時間 (休憩含む)	講習科目	範囲	時間
9:00～11:20	安全管理	安全衛生推進者の役割と職務、安全活動、労働災害の原因の調査と再発防止対策	2時間
11:20～12:20	健康の保持増進対策	健康診断、労働衛生統計、労働生理、健康教育	1時間
12:20～13:00	(休 憩)		40分
13:00～15:10	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
15:10～17:20	作業環境管理及び作業管理	作業環境測定、作業環境改善、作業方法の改善と労働衛生保護具	2時間

【2日目】

時間 (休憩含む)	講習科目	範囲	時間
9:00～10:10	安全衛生教育	安全衛生教育の方法、作業標準の作成と周知	1時間
10:10～12:20	安全衛生関係法令	労働安全衛生法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項	2時間

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

安全衛生推進者養成講習 受講申込書
修了証台帳

※ 修了証番号 _____

※ 交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※(No. _____)
・機械で読み取りますので、間違わないようにいねいに書いてください。

区分	安全衛生推進者養成講習										受講日	平成 3 1 年 0 4 月 1 2 日																		
受講者名	フリガナをカタカナで										濁点・半濁点文字は同じマスにご記入ください										<div style="text-align: center;">2.5cm</div> <div style="text-align: center; font-size: 1.5em;">写真</div> <div style="text-align: center;">2枚とも裏面に氏名をご記入ください</div> <div style="text-align: center;">(2枚)</div> <div style="text-align: center; font-size: 0.8em;">3cm</div>									
	氏名																													
										昭和 平成 年 月 日生 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女																				
受講者現住所	〒 - 										<ul style="list-style-type: none"> ・申込前6カ月以内に撮影したもの ・上三分身 ・正面脱帽 ・無背景 ・眼鏡の反射のないもの 																			
	住所																													
	電話番号																													
										〒 - 																				
勤務先	所在地																													
会社名																														
電話番号																														
<p><領収証の宛名></p> <input type="checkbox"/> そのほか <input type="checkbox"/> 会社名 <input type="checkbox"/> 個人名										<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="text-align: right; font-size: 0.8em;">(陸災防分会名) 分会</div>																				

【注】 ① 上記「※印」欄以外は、すべて記入もれのないようにお願いします。
② 上記の個人情報につきましては、当支部が適正に管理し、本講習の目的以外には使用いたしません。

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」 安全教育講習会の開催について（ご案内）

大阪府下における労働災害は、大阪労働局を中心に各災防団体等が協力して**ゼロ災・大阪「リスク“ゼロ”大阪推進運動**を展開するなど、懸命の取り組み、対処を行なったにもかかわらず、依然として「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」など在来型の労働災害が後を絶たない状況にあります。

中でも、とくに車両系荷役運搬機械（フォークリフト、貨物自動車）等による労働災害が数多く発生しております。

そこで当支部では、これら労働災害を未然に防止するため車両系荷役運搬機械等の作業指揮者ならびに積卸し作業指揮者に対して、労働安全衛生規則第151条の4および第151条の70の規定に基づくみだしの講習会を下記により開催し、「作業の安全確保」に係る必要な知識啓発に資することといたしました。

つきましては、みなさまにおかれましては、日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講方につき特段のご配慮を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 1日目：平成31年4月18日（木） 9：00～17：30
 2日目：平成31年4月19日（金） 9：00～12：20

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
 電 話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

4. 講習内容

- (1) 「荷役運搬作業と作業指揮者の職務等」
- (2) 「荷役運搬機械等による作業」
- (3) 「人力による積卸し作業」
- (4) 「災害事例等」
- (5) 「関係法令」

講 師…安全安心株式会社 代表取締役社長 中川 潔 氏

5. 受講料
- ・陸災防会員 無 料
 - ・非 会 員 15,000 円 (税込)

6. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

7. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証の交付はできません。

なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

8. 申し込み方法

- 定員 100 名 (定員に達し次第、締切らせていただきます。)
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入の上、4月4日(木)までに当支部あてにFAX(06-6965-1903)でお申込みください。
- 受講票は発行いたしません。直接会場へお越しください。

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」 安全教育講習会 受講申込書

事業者名 _____ 電話番号 _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	役 職 名	分会名 (支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内

事業者は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止措置を適切に実施するため、交通労働災害防止を担当する管理者を選任する必要があります。

事業者は、選任した管理者に対して、交通労働災害防止に関する役割、責任及び権限を定め、職務を遂行するために必要な教育を行うこととしています。

本講習は、運行管理者の能力向上を図るため、ガイドラインの教育カリキュラムに基づき実施する講習会です。

日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講方につき特段のご配慮を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成31年5月16日(木) 13:00~16:30
2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電 話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

4. カリキュラム

- (1) 事業者の責任と交通労働災害防止管理体制等
- (2) 交通労働災害防止のための管理のすすめ方
 - ① 事故防止
 - ② 適正な労働時間等の管理の進め方
 - ③ 教育及び運転者認定制度
 - ④ 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- (3) 健康管理

5. 受講料 ・陸災防会員 無 料
 ・非 会 員 13,000 円(税込)

6. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

7. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証をお渡しすることはできません。

従って、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

8. 申し込み方法

- 定員 100 名（定員に達し次第、締め切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、5月8日(水)までに当支部あてに FAX（06-6965-1903）でお申込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

交通労働災害防止担当管理者教育講習会
 受 講 申 込 書

事業者名 _____ 電話番号 _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	運行管理者交付番号	分会名 (支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※運行管理者交付番号は必ず記入してください。

交付番号は自動車事故対策機構(旧：自動車事故対策センター)発行の運行管理者等指導講習手帳でご確認ください。(手帳未交付の方は、合格証番号)

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内 ～ 衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会 ～

職場における熱中症予防対策については、暑くなる前からの対策が重要です。

厚生労働省の統計では、平成30年の職場における熱中症による死傷者数（平成31年1月末時点速報値）は1,128人、死亡者数は29人であり、運送業においても162名の死傷者が発生しております。（死亡者数は4人）

例年、熱中症の発症は5月から始まっており、早期の対策が重要であることから5月に開催することといたしました。

衛生管理者、安全衛生推進者及び労務管理担当者のご参加をお待ちしております。

記

1. 日 時 平成31年5月28日（火） 14:00～16:00

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テーマ 「熱中症予防対策について」

講師 山田 誠二 先生（大阪産業保健総合支援センター相談員）
山田誠二 産業保健センター所長
医学博士、労働衛生コンサルタント

「陸運業における熱中症予防対策について」

講師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 酒井 雅彦

5. 受講料 無 料

6. 申し込み要領

- 定員 100 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入していただき、5月17日（金）までに当支部あてFAX（06-6965-1903）でお申し込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

「熱中症予防対策セミナー」受講申込書

事業者名 _____

電話番号 _____

氏 名	役 職 名	支 部 名
(ふりがな)		
(ふりがな)		